

平成15年 定例第2回

新得町議会会議録

開 会 平成15年6月6日

閉 会 平成15年6月20日

新得町議会

第 1 日

平成15年第2回新得町議会定例会（第1号）

平成15年6月6日（金曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	報告第10号	専決処分の報告について
4	報告第11号	専決処分の報告について
5	議案第38号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第39号	西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について
7	議案第40号	工事委託契約の変更について
8	議案第41号	工事請負契約の締結について
9	議案第42号	平成15年度新得町一般会計補正予算
10	議案第43号	平成15年度新得町老人保健特別会計補正予算
11	議案第44号	平成15年度新得町介護保険特別会計補正予算
12	議案第45号	平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
13	議案第46号	平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
14	議案第47号	平成15年度新得町水道事業会計補正予算
15	意見案第5号	家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める意見書

日程番号	議件番号	議 件 名 等
16	意見案第6号	30人以下学級実現など教育予算の充実と義務教育費国庫負担法の堅持を求める意見書
17	意見案第7号	WTO農業交渉と環境等直接支払政策の早期導入等に関する要望意見書

会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告(第1号)
	行政報告
報告第10号	専決処分の報告について
報告第11号	専決処分の報告について
議案第38号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号	西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について
議案第40号	工事委託契約の変更について
議案第41号	工事請負契約の締結について
議案第42号	平成15年度新得町一般会計補正予算
議案第43号	平成15年度新得町老人保健特別会計補正予算
議案第44号	平成15年度新得町介護保険特別会計補正予算
議案第45号	平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第46号	平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第47号	平成15年度新得町水道事業会計補正予算
意見案第5号	家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める意見書
意見案第6号	30人以下学級実現など教育予算の充実と義務教育費国庫負担法の堅持を求める意見書
意見案第7号	WTO農業交渉と環境等直接支払政策の早期導入等に関する要望意見書

出席議員(16人)

1番	川見久雄	議員	2番	金澤学	議員
3番	斎藤芳幸	議員	4番	松尾為男	議員
5番	柴田信昭	議員	6番	千葉正博	議員
7番	宗像一	議員	8番	石本洋	議員
9番	吉川幸一	議員	10番	廣山輝男	議員
11番	齊藤美代子	議員	12番	藤井友幸	議員
13番	青柳茂行	議員	14番	武田武孝	議員
15番	高橋欽造	議員	16番	湯浅亮	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊	藤	敏	雄
教育委員会委員長		小笠原		一	水
監査委員		吉岡			正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木	政	輝
総務課	長	畑中	栄	和
企画調整課	長	浜田	正	利
税務課	長	富田	秋	彦
住民生活課	長	小森	俊	雄
保健福祉課	長	秋山	秀	敏
施設課	長	村中	隆	雄
農林課	長	長尾		正
商工観光課	長	貴戸	延	之
児童保育課	長	高橋	未	治
老人ホーム所	長	高常	松	敏
屈足支所	長	長谷川	貢	一
庶務係	長	鈴木	木	貞
財政係	長	武田	田	芳
				秋

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	佐々木	裕	二
学校教育課		長	高橋	昭	吾
社会教育課		長	齊藤	正	明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	加藤	健	治
---	---	---	---	----	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	田	中	透	嗣
書			記	渡	辺	美	恵
書			記	田	中	光	雄

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席であります。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成15年定例第2回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、3番、斎藤芳幸議員、4番、松尾為男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。議会運営委員長、吉川議員。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第2回定例町議会の会期につきましては、去る5月27日、午後1時30分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出されます議件などを勘案し協議を行いました。

その結果、会期は本日から6月20日までの15日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から6月20日までの15日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの15日間と決しました。

諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

◎湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 5月6日、臨時第2回町議会以後の行政報告を行います。

5月9日には、新得畜産振興公社の町営育成牧場施設整備事業の牛舎新築工事の入札を行いまして落札をいたしております。これはさきに新得畜産振興公社に入札の執行の委託を受けまして実施をしたものでありまして、1億円の予算でありましたが、その枠内で落札をみております。

2ページにまいりまして、5月10日には、新得警察官友の会の総会と併せて創立30周年の記念式典が行われております。

また、5月12日には、北海道社会貢献賞ということで、佐幌小学校が長年にわたりまして、野鳥観察に大きな功績を挙げておりまして、このたびの受賞となったものであります。

5月13日には、新規就農者認定委員会を開催いたしました。これは、町内で新規就農を希望しておりました、レディース・ファーム・スクールの第2期の修了生であります高木文生さんが、広内地区に農地を取得いたしまして、この秋から本格的に新規就農いたすという予定となっております。これに対して委員会としては、認定と決定をいたしたところであります。

5月15日には、新得消防庁舎の実施設設計の設計委託の入札を行いまして、記載のとおり落札をいたしております。

3ページにまいりまして、新型肺炎、いわゆるSARS(サーズ)の問題について、庁内での対策会議を開催いたしております。本町にはリゾートも抱えておりまして、そうした人の往来ということをも十分考慮いたしまして、今後各課における連携、あるいは任務分担というふうなことにつきまして、保健所等の指導も受けながら対策会議を行ったところであります。

4ページにまいりまして、中ほどでありますけれども、5月23日には、主要道道夕張新得線建設促進期成会の総会を札幌で開催をいたしまして、総会の後、道の建設部、また、札幌土現のほうに要請に出向いております。

5月25日には、春らんまん祭りの「梅まつり」の日でありまして、来場者が約3千500人ということで、例年よりもたいへん盛大ならんまん祭りとなりました。

5ページにまいりまして、後段であります。5月29日には、観光協会三役と町との協議を行っております。これは、観光協会の活性化を図るために事務局の民間移行の在り方について相談をいたしております。

また、5月30日には、十勝管内の女性研究集会在レイク・インで開かれまして、帯広市をはじめとして管内各市町村から120名の関係者が出席をして行われております。

6ページにまいりまして、5月30日には、クラブメッド・サホ口の夏のオープンパーティーが行われております。

また、同じ日でありますけれども、公営住宅新築建築その1工事以下3件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

なお、5月末現在の町の工事の発注率でありますけれども、本年度予定しております142件の工事のうち78件の入札が完了いたしまして、執行率は46.2パーセントとなっております。

また、5月31日と6月1日には、屈足小学校、上佐幌小学校の閉校記念の大運動会が開催されまして、いずれも子どもたちを中心として地域の皆さんがたが総力を挙げた素晴らしい運動会で終了いたしております。

行政報告書には記載しておりませんが、この4月からごみの有料化に移行いたしまして、おかげさまで町民の皆様がたの特段のご協力をいただいて今日まで有料化を進めているわけではありますが、最終的には分別がたいへん進んでおりまして、ごみが総体として大きく減っております。

4月、5月の2か月間の比較であります。14年度と比較いたしましてみまますと、可燃ごみにつきましては、前年と比較いたしまして約58パーセントの歩留まりでありまして、結果として42パーセントのごみの減量をいたしております。

また、不燃ごみにつきましても、40パーセントの対前年との歩留まりでありまして、結果として60パーセントの減量が図られていると。これらについては、資源ごみのほうに相当数が回っていることのほかに、全体としてごみの絶対量が減少いたしているという状況でありますので、ご報告をいたします。以上であります。

[齊藤敏雄町長 降壇]

日程第3 報告第10号 専決処分の報告について

◎湯浅亮議長 日程第3、報告第10号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 ないようですので、この報告第10号については、これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 報告第11号 専決処分の報告について

◎湯浅亮議長 日程第4、報告第11号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 ないようですので、この報告第11号については、これをもって質疑を終結いたします。

日程第5 議案第38号 手数料条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第38号、手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小森住民生活課長。

[小森俊雄住民生活課長 登壇]

◎小森俊雄住民生活課長 議案第38号、手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、提案理由について最初にご説明申し上げたいと思います。

平成11年の8月18日に、住民基本台帳法が改正されまして、これを受けまして本年8月25日から二次稼働といわれておりますけれども、住民基本台帳ネットワークシステムの二次稼働が8月25日から実施されます。それに伴いまして、住民票の写しの広域交付及び住民基本台帳のカードの導入に伴いまして、カード交付の手数料を定めようとするものでございます。

元に戻っていただきまして、改正内容でございますけれども、9番の住民基本台帳法第12条の2項に基づく住民票の写しの交付の特例というかたちで、住民票の写しの広域交付手数料を300円にするものでございます。

10番につきましては、住民基本台帳法第30条の44に基づく住民基本台帳カードの交付及び再交付につきましては、手数料として500円ということで考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[小森俊雄住民生活課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 2点にわたってちょっとお尋ねしたいと思います。

1つは、今この住基ネットにつきましては、個人のプライバシーが侵されるという問題、それと個人の情報が漏れるのではないかという心配があるということで、住基ネットから離脱しているという、そういう自治体もあります。

現に最近の問題では、防衛庁が各自治体に、一定の適例になった情報を求めるということがありまして、全国で約800の自治体がこれに協力しているということも伝わっております。現に新得町でどういうことになっているかという点では、私自身もまだ確認してはおりませんけれども、こういう情報が漏れる保護策について、どういう対策をとっているのかということが1つお聞きしたい点であります。

それともう1つは、私の認識とすれば、カードを作成しなくても、従来どおり住民票の写しは窓口に行けば取れるという認識を持っておりますけれども、カードをどうしても交付してもらわなきゃならないのかどうかという点、この2つについてお尋ねしたいと思います。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 まず、住基ネットのカードの発行の秘密の関係でございますけれども、私ども担当者が4名おります。私も含めてですね。それについてはそれぞれパスワードを持っていまして、4人しか絶対開くことができません。更にこれを悪用した場合には、地方公務員法だとか、基本台帳法ということで罰則がございますので、その点は心配ないと思います。

ただ、基本的にはネットワークというんですか、コンピューター関係については、総務課のほうが担当になっておりますので、そちらからお答えをお願いしたいと思います。

もう1つは、カードは希望者だけに発行するものでございますので、窓口のほうに「私は必要である」ということであれば発行していきたいというふうに考えております。以上です。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。住基ネットの保護策の関係でございますが、

昨年住民基本台帳ネットワークシステムの運用規程というのを作りまして、その中でシステム管理者を配置したり、アクセス管理の実施のための管理者を置いたりとか、また、セキュリティー管理者ということで、住民生活課長、屈足支所長を充てて、それぞれ保護策と申しますか、体制を整えて実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

◎湯浅亮議長 13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 コンピューターで日常的な保護策をとっているということでありませけれども、この問題については、いくらコンピューターでも絶対に漏れないというそういう保証はないというふうに聞いております。

もう1つは希望者だけということでもありますから、500円を出してわざわざこういう心配のあるカードを希望するかたはどれくらいいるのかという点でも私は1つ気になるところなんですよね。

そういう意味では、今の時期にどうしてもこれをしなきゃならないのかというようなことが1つ疑問として残るわけですが、もう少しほんとうに万全な対策をとってからでも遅くないのではないかという気がいたしますので、その点またお願いします。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 カードの関係について私のほうから。まず、希望者でございますから、いちおう私ども、そんなに多くはいないだろうということで、今回の補正予算でも100名程度いちおう予定しております。人口からいけばわずかの数しか予定しておりません。

カードについては、危険性があるかどうかということにつきましては、これは個人が受けるものですから、個人の利用のしかたにもよろうかと思えますけれども、大事に保管していただければ安全かなというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。8番、石本議員。

◎石本洋議員 提案理由によりますと、いわゆる住民票の写しの広域交付ということが可能ですよと、こういうことなわけですね。その広域の範囲なんですけど、例えば新聞報道などによりますと、コンビニでも取れるよと、こういうことですが、新得町内のコンビニは分かるんですけど、例えば、九州でコンビニを使って新得町の住民票を取るといったようなことが可能なかどうか、それが1点と今後のピーアールの方法はどのように考えておられるのか、その2点をお伺いしたいと思います。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 お答え申し上げます。コンビニで利用といいますと、カードに空き枠というのがございます。これは地方自治体、町村がその中に利用したいものについて入れることができるわけですが、それについては今のところ新得町では考えておりません。

それと住民票の交付につきましては、全国どこでも交付を受けれます。そういうシステムになります。

ピーアール方法は特に、こういうカードが交付を受けれますよという程度で収めておきたいなというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第38号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について

◎湯浅亮議長 日程第6、議案第39号、西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山保健福祉課長。

[秋山秀敏保健福祉課長 登壇]

◎秋山秀敏保健福祉課長 議案第39号、西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてご説明申し上げます。

下段の提案理由でございますが、西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

条例本文であります。第4条第3項中「10人とし、芽室町4人、清水町3人、新得町3人」を「15人とし、芽室町6人、清水町5人、新得町4人」に改めるものでございます。

介護認定審査会につきましては、芽室町、清水町、新得町の西十勝3町で共同設置をいたしてありまして、委員10人を選任いたしてあります。それを5人ずつに分けまして、2つの合議体といたしまして毎月審査会を4回ほど開催をいたしてあります。審査件数につきましては、介護保険がスタートいたしました平成12年度が1千544件、平成14年度が2千97件と増加をいたしてあります。つきましては1回の会議で審査をする件数が40件を超えておりますので、委員の皆さんの負担が重くなってきております。このため西十勝3町で全体で委員を5名増やしまして、15人といたしまして、合議体も1合議体を増やして、3合議体とするものでございます。これによりまして審査会も月1回増やしまして、毎月5回開催することにいたしてあります。

3町の委員の内訳につきましては、裏面に記載のとおりでございます。芽室町、清水町の2町につきましても同じ内容で6月の定例議会に提案予定でございます。

なお、この規約につきましては、平成15年の7月1日から施行するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[秋山秀敏保健福祉課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。4番、松尾議員。

◎松尾為男議員 2点ほどお伺いいたします。1つは、さきほど説明があったように、合議体を2つから3つにするということでありまして、従来11年の8月から発車したんですが、委員の変更があったかどうか1点お聞きしたいと思います。

それから、今回新得で1人増ということになりますけれども、今回の新得町の推薦し

ようとする人について、あらかじめ決定といいますか、予定のかたがいらっしやるのかどうかお聞きします。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。委員につきましては、3名のかたにつきましてはそれぞれ留任の予定ということでございます。

それから1名増員でございますけれども、現在のところ増員につきましては、保健関係者を予定いたしております。

◎湯浅亮議長 4番、松尾議員。

◎松尾為男議員 もう1点お聞きしたいんですが、医師のかたが全体で2名、今まで指定していましたが、あれから4年たつんですが、高齢のかたもいらっしやるようですけれども、そのかたについては更に留任ということでお願いすることになりますか。

(「医師ですか」「もう77か78歳になるしょ」等の声あり)

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。従来医療関係者につきましては、委員としては委嘱いたしておりませんでしたけれども、今回、この4月からですか、計良先生を委員としてお願いをいたしまして、今回初めて医療関係者を委員として委嘱いたしております。

それで、今回増やしますのは、保健関係者ということでございまして、それによりまして4人体制とするというようなことでございます。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第39号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 工事委託契約の変更について

◎湯浅亮議長 日程第7、議案第40号、工事委託契約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。長尾農林課長。

[長尾正農林課長 登壇]

◎長尾正農林課長 議案第40号、工事委託契約の変更につきましてご説明申し上げます。

平成15年5月6日に締結の新得町営育成牧場施設整備事業牛舎新築工事委託契約の一部を次のとおり変更する。

契約金額。変更前、1億円でございましたが、変更後、9,691万5千円とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

[長尾正農林課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第40号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 工事請負契約の締結について

◎湯浅亮議長 日程第8、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第41号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

1、契約の目的。公営住宅新築建築工事その2、清流団地1棟6戸。

2、契約の方法。指名競争入札でございます。

3、契約の金額。6,247万5千円でございます。

4、契約の相手方といたしまして、上川郡新得町4条南5丁目5番地、古川建設株式会社、代表取締役、古川金右。

なお、工期につきましては、平成15年11月25日といたしてございます。

次のページに、資料1、工事の概要、付近見取図、資料2以降につきましては、配置図、平面図、立面図を掲載して添付してございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8番、石本議員。

◎石本洋議員 これは従来と同様、2階には若者、下にはお年寄り、こういうようなかたちで入居をさせるのかなと、こういうふう思うわけなんです、お話しをいろいろ聞いていますと、どうも2階で子どもが騒いでいるのが下のほうのお年寄りに聞こえてくると。最初のうちは我慢ができるけれども、ひどくなってくるとなかなかたいへんイライラしてくると、こういったようなお話しが聞こえるわけですね。

もう少し、防音に留意をされて、工事をしていただきたいものだなというふうに考えますが、ご意見はいかがでしょうか。

◎湯浅亮議長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 お答えいたします。防音対策につきましては以前からお話しがございまして、私どもといたしましては、この公営住宅の設計につきましては、国の基準に基づきまして新得町独自に設計してございます。

以前の2階でいきますと床になりますコンクリートのはり、はりというんですか、ス

ラブという床でございますけれど、その部分につきましては、以前は13センチぐらいしかなかったんですね。それが、清流団地の設計から18センチということで厚くしまして、更にその上に防音効果のある断熱材、それから1階の天井にまた、更に防音効果のある断熱材を敷きまして、3重構造で防音対策をしておりますので、これでかなりの衝撃の音も消せるのではないかとということで考えてございます。

◎湯浅亮議長 8番、石本議員。

◎石本洋議員 今回の課長のお話で、十分配慮をしていると、こういうことでございますので、少なくとも清流団地に昨年建築分あたりからそういうことがないのかなという感じがしますが、昨年できました入居者のご意見を聞くとか、いわゆるアンケートですか、そういったようなこともやってみたことはございませうか。

◎湯浅亮議長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 昨年の冬に完成いたしまして、入居していただきまして、その後、今年の春先に一冬越えたものですから、その他いろんなことを含めまして、業者とともに巡回しまして、音についても特にお話しはなかったということで報告を受けております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第41号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号 平成15年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第9、議案第42号、平成15年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第42号、平成15年度新得町一般会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,810万9千円を追加し、予算の総額を67億9,310万9千円とするものでございます。

6ページ、歳出をお開き願います。

2款、総務費、一般管理費では、農道離着陸場使用許可申請に関する十勝スカイスポーツ協会との交渉及びそれに伴う一切の件を顧問弁護士に委託するため、委託料を新たに計上しております。

企画費では、帯広市の株式会社総合設計が、本通南3丁目に世帯用1棟4戸の賃貸住宅建設を予定していることに伴いまして、坪当たり8万円の定住住宅建設促進事業補助金を新たに計上しております。なお、これまでの定住促進賃貸住宅の戸数は、52戸と

なっております。

また、戸籍住民基本台帳費では、8月25日から全国一斉に始まり住民基本台帳ネットワークシステムに伴うカード発行業務委託料を新たに計上しております。

6ページから7ページにかけての3款、民生費、福祉対策費では、社会福祉法人厚生協会わかふじ寮が、身体障害者授産施設地域交流ホームを新築することに伴い、補助金を新たに計上しております。

この施設は、身体障害者及び地域住民の福祉向上を図るため建設するものであり、鉄骨造り、平屋建1棟、面積528.625平方メートル、約160坪のものを予定しており、町の補助金としましては、事業費にかかる補助金の2分の1で限度額を2,600万円を計上しております。

また、繰出金では、平成14年度事務費精算に伴い、老人保健特別会計及び臨時事務賃金の増額補正に伴い、介護保険特別会計をそれぞれ増額しております。

老人ホーム費では、寄附金がありましたので、庁用備品として入所者用の冷蔵庫を計上しております。

4款、衛生費、環境衛生費では、狩勝地区の水源地改修設計業務委託に伴い、簡易水道事業特別会計へ繰出金を増額しております。

6款の農林水産業費、畜産業費では、道営公共牧場整備事業を道が実施することになりましたので、それに伴う旅費及び需用費を減額し、また、同じく牧野運営費におきましても、備品購入費を減額しております。

7ページから8ページにかけての7款、商工費、商工振興費では、株式会社関木材工業において、ツインテーブル工場を増築することに伴い、地域振興事業費補助金を新たに計上しており、観光費では、例年どおり寄附金がありましたので、国民宿舎等整備基金へ積立金を新たに計上しております。この結果、同基金の年度末見込額は、2億7,000万円程度となります。

8款、土木費、道路維持費では、雪寒機械購入事業の補助採択が決まりましたので、役務費及び小型ロータリー除雪機を計上し、財源として国庫補助金3分の2を見込んでおり、また、工事請負費では、新得山南側斜面の雨水等が付近の道路などに流れ込むため、地域から要望がございましたので、宮下通改良舗装工事に併せて行う排水整備工事の増額を行っております。

都市計画費では、新得終末処理場設備改修実施設計の増額に伴い、公共下水道事業特別会計へ繰出金を増額しております。

8ページから9ページにかけての10款、教育費、公民館費では、公民館主催事業出演者派遣料を減額し、新たに実行委員会主催の芸能芸術鑑賞事業補助金を計上しております。

保健体育費、公園・スキー場管理費では、特殊索道技術管理者養成講習会受講のため、旅費及び需用費を増額しております。

4ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

11款の使用料及び手数料では、8月25日から開始されます、住民基本台帳カード発行に伴い、1枚500円の100枚分、手数料を計上しております。

12款、国庫支出金では、雪寒機械購入事業補助金を新たに計上し、13款、道支出金では、道営公共牧場整備事業備品購入事務を道が実施することに伴い、委託金を減額しております。

15款、寄附金では、老人ホームひまわり荘用として匿名のかたから、観光振興用として株式会社新得観光振興公社からそれぞれ寄附がありましたので、新たに計上しております。

4ページから5ページにかけての16款、繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、金澤議員。

◎金澤学議員 6ページの地域交流ホーム新築整備事業に2,600万円補助を出すことになっておりますけれども、これについてもうちちょっと詳しくお聞きしたいんですけども、総工費は一体いくらぐらいで、各種いろんなところから補助もらうと思うんですけども、その補助の割合とか、そういうのをうちちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

それから完成した後、運営方法は一体どうなっているのか。例えば町内会だとか、町のサークルの人たちが使いたいとか、そういうときにはどういうふうにしたらいでしょうかね。その辺ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。地域交流ホームにつきましては、総事業費が1億168万5千円となっております。このうち、厚生協会のほうで日本自転車振興会から補助を2,660万円予定をいたしておりまして、そのほかに厚生協会のほうで、借入金ということで、3,800万円予定をいたしております。

そして新得町の補助ですけれども、2,600万円ということで、これにつきましては、さきほど助役のほうからも説明申し上げましたが、補助残の2分の1で限度額が2,600万円ということにいたしております。それから自己資金が1,108万5千円ということで、合計が1億168万5千円となっております。

運営方法でございますが、厚生協会のほうで施設としての活用のほかに、町内会だとか、あるいは地域のなにか要望があれば、そういう交流会とかにもお貸しをするというような、そういう計画をいたしております。以上でございます。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第42号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号 平成15年度新得町老人保健特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第10、議案第43号、平成15年度新得町老人保健特別会計補正

予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第43号、平成15年度新得町老人保健特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万6千円を追加し、予算の総額を11億8,177万9千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

2款、諸支出金では、過年度分の事務費精算に伴い、交付金の返還が生じたので新たに計上しております。

4ページに戻りまして、歳入の4款、繰入金では、今回補正に伴う財源調整のために、一般会計繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第43号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第44号 平成15年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第11、議案第44号、平成15年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第44号、平成15年度新得町介護保険特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ129万5千円を追加し、予算の総額を4億2,097万2千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

1款、総務費、認定調査等費では、介護認定事務量の増加により、臨時事務員の賃金を増額しております。

4ページの歳入、2款、国庫支出金では、認定審査調査事務費交付金が増額になりましたので補正を行っており、6款の繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、事務費繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第44号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。
よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第45号 平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正
予算

◎湯浅亮議長 日程第12、議案第45号、平成15年度新得町簡易水道事業特別会計
補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第45号、平成15年度新得町簡易水道特別会計補正予算、第1
号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ101万8千円を追加し、予算の
総額を4,275万7千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

1款、事業費、一般管理費では、狩勝地区の水源地改修設計に伴い、新たに委託料の
増額を行っております。

4ページの歳入の3款、繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入
金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。4番、
松尾議員。

◎松尾為男議員 1点お伺いいたします。5ページの委託料の水源地改修設計業務、こ
れは水があまり予定で取れないということで聞いておりますが、9号川ですね、こちら
のほうの9号川は、何年か前に取水の板をバースクリーンに変更した経緯もありますけ
れども、今回もそのような工事の設備のしかたになっていくのでしょうか。

◎湯浅亮議長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 お答えいたします。今回の簡易水道の水源地改修設計業務につ
きましては、狩勝高原の取水施設でございまして、どのように改修するかということで
ございますが、現在の取水施設につきましては、春から秋にかけては落ち葉ですとか、冬
につきましては、降った雪がシャーベットになって、取水施設に目詰まりを起こしてい
ますので、それで取水能力がかなり低下いたします。

それで、狩勝につきましては、20メートルほど上流にいきますと、かなり狭くて、
水深が深いところがございますので、そちらのほうに1基増設いたしまして、そちらの

ほうから取水も増やすということで、安定供給ができるのではないかとということで改修する計画でございます。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第45号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第46号 平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第13、議案第46号、平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第46号、平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ840万円を追加し、予算の総額を4億7,474万7千円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

6ページ、歳出をお開き願います。

1款、事業費では、新得終末処理場設備改修実施設計の増額に伴い、委託料の増額を行っております。

5ページの歳入に戻りまして、3款の国庫支出金では、浄化センター老朽化機器整備費補助金が増額になりましたので、予算の増額を行っており、4款、繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額しております。

7款、町債では、今回の新得終末処理場設備改修実施設計委託料の増額に伴いまして、公共下水道事業債及び過疎対策事業債をそれぞれ増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第46号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第47号 平成15年度新得町水道事業会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第14、議案第47号、平成15年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第47号、平成15年度新得町水道事業会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第2条で、水道事業会計予算第4条に定められた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入につきましては変更がございません。

支出につきましては、1款、資本的支出の建設改良費について、取水施設の改良工事の設計委託費を補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第47号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第15 意見案第5号 家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める意見書

◎湯浅亮議長 日程第15、意見案第5号、家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第16 意見案第6号 30人以下学級実現など教育予算の充実と義務教育費国庫負担法の堅持を求める意見書

◎湯浅亮議長 日程第16、意見案第6号、30人以下学級実現など教育予算の充実と義務教育費国庫負担法の堅持を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第17 意見案第7号 WTO農業交渉と環境等直接支払政策の早期導入等に関する要望意見書

◎湯浅亮議長 日程第17、意見案第7号、WTO農業交渉と環境等直接支払政策の早期導入等に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、6月7日から6月17日までの11日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、6月7日から6月17日までの11日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時02分)

第 2 日

平成15年第2回新得町議会定例会（第2号）

平成15年6月18日（水曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1		一 般 質 問
2	意見案第8号	「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

一般質問

意見案第8号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書

出席議員（16人）

1 番 川 見 久 雄 議員	2 番 金 澤 学 議員
3 番 斎 藤 芳 幸 議員	4 番 松 尾 為 男 議員
5 番 柴 田 信 昭 議員	6 番 千 葉 正 博 議員
7 番 宗 像 一 議員	8 番 石 本 洋 議員
9 番 吉 川 幸 一 議員	10 番 廣 山 輝 男 議員
11 番 齊 藤 美代子 議員	12 番 藤 井 友 幸 議員
13 番 青 柳 茂 行 議員	14 番 武 田 武 孝 議員
15 番 高 橋 欽 造 議員	16 番 湯 浅 亮 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄
教 育 委 員 会 委 員 長		小 笠 原 一 水
監 査 委 員		吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助			役	鈴	木	政	輝
総	務	課	長	畑	中	栄	和
企	画	調	整	課	長	正	利
税	務	課	長	富	田	秋	彦
住	民	生	活	課	長	俊	雄
保	健	福	祉	課	長	秀	敏
施	設	課	長	村	中	隆	雄
農	林	課	長	長	尾		正
商	工	観	光	課	長	延	之
児	童	保	育	課	長	未	治
老	人	ホ	一	△	所	長	昭
屈	足	支	所	長	谷	川	一
庶	務	係	長	鈴	木	貞	行
財	政	係	長	武	田	芳	秋

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	佐	々	木	裕	二
学	校	教	育	課	長	高	橋
社	会	教	育	課	長	齊	藤
						正	明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	加	藤	健	治
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	田	中	透	嗣
書			記	渡	辺	美	恵
書			記	田	中	光	雄

開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時02分)

諸般の報告(第2号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

◎湯浅亮議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

◎湯浅亮議長 13番、青柳議員。

[青柳茂行議員 登壇]

◎青柳茂行議員

1. 高速道路建設(トンネル工事)に伴う9号川における水道水源地の水質汚染の対策について

それでは、最初の質問をさせていただきます。

第1の質問でありますけれども、高速道路建設、トンネル工事に伴う9号川における水道水源地の水質汚染の対策について質問いたします。

現在、上水道の水源地となっている9号川の上流部は、高速道路建設予定地となっておりますけれども、トンネル工事などの建設工事が進むに当たって、大量の泥水などが生じることが予想されております。水源地の水質が汚染されることが懸念されております。

現在の新得町の上水道は、計画給水人口が、7千850人となっており、新得町及び屈足市街に住む圧倒的多くの町民が利用しているものであり、直接住民生活の命と暮らしにかかわる問題であります。1つは、汚染対策としてどのような措置が講じられているのか。

2つ目には高速道路建設時はもとより、通過した後の不安材料として、例えばタンクローリー車などの交通事故によるオイルの流出とか、あるいはウォッシャー液の影響など、さまざまな汚染も懸念されております。将来的に水源地を安全な場所に変更する計画はないのかお聞きしたいと思います。

2. 旧新内駅に展示されている寝台車両2両、客車1両の保存の存続について

2つ目の質問でありますけれども、旧新内駅に展示されております寝台車2両、客車1両の保存の存続についてであります。

新得町は旧来から国鉄の町としてその名をさせ、更に発展してきたという歴史を持っている町であります。現にその名残として、旧狩勝線沿線に新内ずい道、狩勝ずい道、

小笹川橋りょう狩勝信号所などが近代化遺産群として朽ちることなくその形をとどめております。

先月でありますけれども、旧狩勝線を楽しむツアーが実行されておりました、町内はもちろん、町外からもこのツアーに多くのかたがたが参加され、道内広くから旧狩勝線に対する関心の高さが示されております。

現在、新内駅に保存されている客車についてでありますけれども、町としては保存状態が危険な状態ということで、近く廃棄処分する予定だということを伺っております。

そこで、あの3両の客車についてでありますけれども、ナハネ20・132・3等寝台車、ナロネ21・551・2等寝台車、ナロネ22・153・2等寝台車。これは各車両の用途別記号、型式番号、製造番号でありますけれども、いずれも20系特急寝台車ということで、東京・九州間、あるいは東京・札幌間を結ぶ夜行列車として、昭和33年に登場した主要幹線の花形列車として長年にわたり活躍した、たいへん貴重な列車ということであります。特にナロネ22につきましても、個室付A寝台、ルーメットと呼ばれて、全国唯一のものといわれております。

今年度完成予定の仮称ヘルシーロードの旧新内駅が終点に当たるところでありますけれども、ヘルシーロード全体のイメージアップにもなると思いますし、機関車と客車がつながっている姿というのは、非常に珍しい。そして、この型の寝台車は、全国的にも新得町にしかないということで、ぜひ保存してほしいという願いの声というのがJRのOBの皆さんや全国の鉄道を愛する人たちから寄せられているとも聞いております。

以上の点をぜひとも考慮していただき、客車保存への町としての見解をお聞かせいただきたいと思います。

3. 町道東16号線への水道管理設工事に関する工事申請、工事完了までの経緯について

第3問目でありますけれども、町道東16号線への水道管理設工事に関する工事申請から工事完了までの経緯についてお伺いしたいと思います。

実はこの問題につきましては、私のところにも多くの町民の皆さんから、さまざまなご意見が寄せられております。特に町政に対するいわゆる不信感、あるいは疑問というのが寄せられているわけでありますけれども、本来町政というのはガラス張り、あるいは明々白々の状態でなければならないと思いますけれども、その点をぜひとも解明したい、このことでこの質問を取り上げてみました。

特に町道東16号線における営農用水道の埋設工事に関する事項について質問いたしたいと思います。この工事は2001年の8月に深さ1.2メートルの穴を掘り、直径20ミリの水道管を埋設した工事と伺っております。

次の点でお聞きしたいと思いますけれども、その工事での申請者はだれによって行われ、いつ受理されたものでしょうか。

2つ目には、その工事における水道管の埋設場所は、町道のどの場所に埋設することに申請されていたのでしょうか。

3つ目には、その工事の施工者はだれでしょうか。

4つ目に、町道の埋設工事の際、道路法第32条に基づいて道路占用許可申請の提出が義務付けられているはずですが、この道路占用許可申請が提出されていたのでしょうか。道路の占用許可申請には、新規申請の場合、占用場所についての位置図、平面図、断面

図に併せ、申請書の提出・受理、審査協議書の提出と受理、回答書の受理、道路使用許可申請、工事着手届の申請、工事完了届、工事完成検査などの手続きが必要とされていますが、これらの手続きがされていたでしょうか。

5つ目には、この工事は、工事申請者が町道を占用して水道管を引いているわけでありますから、道路法に基づいて占用料を徴収されているはずですが、納入されているでしょうか。

6番目ですが、先月この工事の検査を町の監査委員が立ち会って検査を行ったと伺っておりますけれども、約2年前の工事の検査をなぜ今になって行ったのでしょうか。

7番目、この工事施工と時期を同じくして、町道の補修工事としての砂利を敷く作業を町で行っておりますけれども、水道管の埋設工事との関連はあるのかなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

8番目に、この水道管の埋設工事は、町道を掘って埋設しているわけですから、工事完成の検査と重なりますけれども、当然原状回復・復旧の作業が必要なわけでありますけれども、その作業工程の現場写真は添付されているのかお聞かせいただきたいと思ひます。以上で終わります。

[青柳茂行議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 ただいまの青柳議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、高速道路建設に伴う水道水源地の水質汚染の対策についてであります。ご承知のとおり現在、水道水源地の上流で第2狩勝トンネル工事が行われております。この工事を始めるに当たりまして、新得町と道路公団で工事期間中並びに完成した後の水道水源地における水質と水量について、双方で協議を行っております。その結果、確認書を締結して工事を始めているところであります。

まず、工事期間中の対策につきましては、工事排水計画により工事期間中全く影響のない上流部に、双方で確認した内容による取水施設を新たに設けておまして、そこからバイパス管によりまして現在の取水施設へ水を送っているところであります。

次に、工事が完成した後の対策であります。高速道路からの排水は、水道水源となっております9号川支流の新得沢川へは水の流れが出ないような設計で工事が実施されております。

併せて、冬期間の除雪につきましても、新得沢川との交差箇所には飛雪防止柵を設置いたしまして、川へ直接入らないような維持管理を行う計画であります。

なお、水道水源となっていない河川につきましても、道路排水を流す河川への対策につきまして、水質汚染を防止するため、油類を分離する施設を各河川の手前に設置することとなっております。

工事期間中及び完成し使用を開始したあとにつきましても、水質と水量を定期的に道路公団が検査することとなっております。万一、水質や水量になんらかの変化があったときは、道路公団側の責任において、原因の調査と対策につきまして万全な対策と補償をする内容となっております。したがって十分な安全対策が講じられていると判断をいたしているところであります。

つぎに、旧新内駅にありますS L、寝台車群の保存についてであります。

S L・寝台車群は、昭和56年、今から22年前になりますけれども、6月に列車ホ

テルとして開業するために、当時の国鉄から無償貸付・譲渡を受け設置したものであります。

その後、昭和63年に利用者の減少からホテル営業を中止し、一部を鉄道ミニ資料館として再利用を図ってまいりましたが、老朽化も進んだことから平成9年に閉館し現在に至っているところであります。

ご承知のようにSL・寝台車群は、用途廃止後十分な整備もかなわず、高原地帯の激しい気候にさらされたことにより老朽化も激しく、今後の維持管理のこともあって、昨年来鉄道OBのかたがた、また、設置当時の関係者等のご意見を伺い、本年度予算に解体撤去経費を計上させていただいたところであります。

その後、撤去についての新聞報道を機に、インターネット上の情報などにより、全国各地の鉄道ファンや、この5月に地元、道内在住の60名ほどで発足した「旧狩勝線を楽しむ会」からも保存を望む意見が寄せられております。

この会は、SL・寝台車群のみならず、現在「仮称ヘルシーロード」として整備を進めている旧根室本線狩勝線の遺構についても、近代化遺産として保存していくことを目的に、全国から会員の募集をいたしております。

更に同会の活動内容といたしましては、旧狩勝線を空間博物館として再生させ、機関車や客車の保存、散策歩道としての利用、更には先日構想が報道された北海道長距離自然歩道などと連携していく構想を掲げております。

こうした動きは予算編成時にはなかった動きでありまして、これら活動の内容や成長度、熟度と申しまししょうか、そうしたものを見極めるために、現在解体撤去予算の執行を見合わせているところであります。

SL・寝台車群の価値につきましては、その車歴などから鉄道ファンの間では貴重な存在であるといわれておりますが、あらためてその価値を教育大学旭川校の助教授に評価していただくよう要請いたしているところであります。また、ほかの計画との整合性を図る必要もあると思われれます。

したがって、今後は、保存価値、民間団体の活動計画、維持管理費用などから総合的に判断してまいりたいと考えているところであります。

次に、町道佐幌東16号線への水道管理設工事に関する経緯についてのご質問にお答えをいたします。

まず、本件についての概要を簡潔に申し上げますと、個人が行った水道の給水管埋設工事に当たりまして、1点目としては、給水管を町道の中心に埋設したことの違法性の有無について。

2点目といたしましては、町の保有機械で埋設箇所への砂利入れ及び地ならしをしたのではないかとの疑義について、一部町民の間で流布されていた問題であります。

さて、ご質問の1点目の問題であります。工事の申請は、札幌市在住の個人から、平成13年8月20日付で申し込みを受け付けております。

2点目の問題ですが、水道管の埋設場所は、佐幌東2線と東16号線の町道内です。

3点目の問題であります。水道工事の施工業者は、新得町指定の給水装置工事業業者の開建興業株式会社であります。

4点目の問題であります。道路を占用する場合は、道路法第32条による許可を受けることとなっております。町では、水道工事のように工事完成後、町道内に設置した

施設については、町が管理することといたしております。また、町が審査をし工事を許可し、町が指定した業者がその基準により工事を施工しますので、道路占用物件に従前から該当させておりません。

5点目であります。本件の工事を含めて水道工事完成後は給水管及び水道メーター器などは町で管理しておりますので、道路占用物件には該当させていないところであります。

6点目の問題であります。町民の間で、この水道工事の内容について疑問の声があり、新得町に対し事実関係がどうなのか、はっきりさせるべきではないかとの申し入れがありましたので、地方自治法第199条第6項の規定に基づき、監査委員に随時監査をお願いしたところであります。監査結果は、そうした指摘を受けるような事実はなかったとの結論でありました。

第7項目であります。町道の補修は、地先農家から雨による路面の流失の補修について、この6月に依頼されておりましたが、水道工事を実施することが分かっておりましたので、依頼者の了解を得て、遅れましたが水道工事終了後直ちに実施しているところであります。

第8項目の問題であります。水道工事の現場写真は、水道管の分水の状況、メーター器の設置状況について提出されているところであります。

以上、ご質問にありました各項目ごとにお答えをいたしました。このように町民から疑念を持たれるような言動や行動があったことで混乱を与えましたことは、まことに遺憾なことでありまして、関係した職員に対し訓告並びに厳重注意の処分を行ったところであります。

担当課としては、以前にも増してチェック体制を整備し、疑念を持たれることのないような業務の解消に図ってまいりたいと思っております。

今後は言動や行動には十分留意し、なおいっそう住民の皆さんに信頼されるように、職員とともに努力してまいりたいと思っております。以上であります。

[齊藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 第1問の水源地の水質汚染の対策についてでありますけれども、町長の答弁は、適切な対策をとっているということで、当面といいますか、心配はないという答弁をいただいたわけでありまして、実際のところ、現在はそれでよいと思うわけですが、なにぶんにも5千人から6千人以上の町民が利用している水であります。

現在の高速道路建設状況ですけれども、道路公団に伺ったところ、広内トンネル、それから第2狩勝トンネル、それから橋りょう、橋脚7か所のところで今工事が進められているということでありまして。

水源地から約2キロメートル弱という非常に近いところで工事が行われているということでありまして、将来的に水源地のすぐそばを高速道路が通過するということでもありますから、やはり毎日水を利用する立場からいえば、これはやはり非常に気になる場所だと思っております。

仮に今、新得町の水道は上水道ということで、5千人以上の、今7千850人ですから、そういう計画人口になっておりますけれども、仮に簡易水道になった場合、計画給水人口5千人以下ということで、この場合の施設の事業になりますと、国からの補助と

か、あるいは交付金などが出るということも聞いていますし、それから、維持管理も国からの補助金も出るというふうに伺っております。

今、新得の畜産試験場の住宅、庁舎用の専用水道にペンケオタソイ川から取水しているというふうに聞いておりますけれども、今の9号川の水源地をもっと別な安全なところに、今試験場が使っている水源地に合わせて兼用できるかできないかどうか、その辺をお尋ねしたいなというふうに思っております。

2問目の客車の保存の関係でありますけれども、先月、旧狩勝線を楽しむ会が設立されまして、一連の遺産群、これを北海道遺産の候補に応募する予定で今活動を始めております。その際の選定のポイントとして、住民のまちづくりへの大衆遺産の利用というものが重要になっていると。町と住民が協力し合って、活動していく姿というのが、北海道遺産の選定への大きな基準になるというふうにも聞いております。

もし、北海道遺産に選定されるということになりますと、各種の財団などから寄附・援助などを受けやすくなって、いわゆる客車の塗装のペンキ代だとか、そういうものをねん出できるという展望もあるというふうに聞いておりますし、更に、全国から塗装のツアーを組んで、すごく大きなイベント的な塗装作業を進めるという計画も実は旧狩勝線を楽しむ会として今考えているようでございます。

そうなりますと、そのこと自体がまちづくり、あるいは人づくりに大いに展望の持てるというふうに思いますけれども、その点についてもさきほど執行を見合わせているということでも伺ったわけでありまして、併せてその辺も伺いたいなというふうに考えております。

更に3つ目の質問でありますけれども、今町長から答弁をいただいたわけでありまして、私はこの工事の申請書ですね、申請に当たっては、3つの問題点があるというふうに考えております。

1つは、この申請書は、工事が既に平成13年8月16日に完了しているというふうになっております。しかし、その工事の申請書が出てきたのが、その4日後の平成13年8月20日付で申請されております。つまりこの工事の申請書というのは工事が終わった後の事後申請であったということが明らかであります。

工事の申請書の提出が遅れるということを事前に町のほうには報告してあったということも聞いておりますけれども、一般的にそういうことが許されるのかということが大きな疑問点であります。

私の判断とすれば、とても役所の仕事とは思えないものでないかというふうに考えているわけでありまして。更に新得町の水道事業給水条例には、工事及び費用、給水装置の工事新設等の申し込みのところで、給水装置を新設するものは町長の決めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならないと、このようになっています。第5条では、その費用ですね。工事の費用につきましては新設する者の負担とされているというふうに明記されております。

このことからいうと、工事の申請というのはあらかじめ町長の承認を受けずに既に工事を進めてしまったという行為だということがいえると思います。しかも、申請書が遅れるということも、町のほうに事前に報告してあるということでもありますけれども、これはその内容については当時の施設課の最高責任者である施設課長さんですね、これは工事を行ったという事実を承知していなかったということも聞いております。

このことについて、去年の3月の定例議会の一般質問で、菊地前議員がこの工事の申

請に当たってこういう質問をしております。これは各課の業務命令系統について、各省庁の透明性が問題になっていると。そこにおいては一部職員の独断だとか独占だとか、チェック構造の不備などさまざまな問題が表に出ている。新得町においては、各課の課長さん、係長さん、一般職員の業務上の命令系統及びチェック体制がどのようにとられているかということをお尋ねしますという質問を、昨年3月議会で菊地前議員は行っているわけでありませう。

つまり、水道管の工事の実施については、部下である施設係長さんは知っていたけれども、直接の上司である施設課長には報告がなかったと。工事終了後になって報告をしたという、不正常的な状態について質問を行っているというふうに聞いております。

私は、役場の仕事、職員の皆さんの仕事というのは、すべてこういうような疑問を持たれるような仕事をやっているとは全然思っていないわけですよ。だからたまたまなんらかの事情によって事後申請になってしまったのではないかというふうに判断をするわけでありませうけれども、なぜこのようにこの工事の申請というものが事後申請になってしまったのかということですね。

通常、町の仕事とすれば、事後申請を受けて工事をやるということが一般的に行われているかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、さきほどの町長の答弁には、道路法32条に基づく道路占用関係でありませうけれども、これは町としては実際行ったものは町の管理の下になるからその必要はないというふうに答弁されているわけでありませうけれども、しかし実際には、例規に基づくとやはり最終的にはきちっと検査を行って復旧の工事をきちっとやらなければならないというように明記されているというふうに思っております。この点が一体どのようになっているのかということもお聞きしたいというふうに考えております。

それから3つ目には、水道管の敷設工事、町道の砂利敷き補修工事との関係でありませう。これは6月に近隣の人から砂利を敷くというか、雨が降って道路が通れないということで砂利を敷いてくれということで敷いた行為だというふうに伺ったわけでありませうけれども、この工事の費用というのはあくまでも申請者負担の工事となっていると思っております。さきほど申し上げた札幌市在住の人の負担だというふうに判断されるわけでありませう。

ですから、現状復旧までの最後の砂利を敷くところまで当然工事責任者の負担になるというふうに判断されます。敷設工事完了が16日、それから補修工事といわれている砂利敷きが翌日の17日に行われております。まさにお盆のさなかとはいえ、あまりにもタイミングの良過ぎる話に聞こえるわけでありませうけれども、本来なら申請者が費用負担をしなければならない砂利敷き作業を、補修工事というということで町が砂利の購入費、作業にかかわる人件費含めたら、一切の肩代わり、あるいは便宜を図ったということに、結果的になったのではないかなというふうに考えるわけでありませう。

通常、私もこの現状復旧の作業を行うということについて、町内のある土建会社の専門の人に聞いたわけでありませうけれども、道路の横断工事の場合、現状復旧の作業というのは、30センチメートルごとに転圧をかけて、その上に更に30センチメートル、これは120センチメートルの埋設工事でありませうから、計4回の転圧作業を行って、最終的に砂利を引くということが復旧作業のいわゆる流れの工程だというふうに聞いております。

この道路というのは横断ではなくて、約1キロメートルに及ぶ縦断でありませう。

道路をそのままずっと掘って水道管を埋設したわけでありますから。ですから当然現状復旧の作業というのは、さきほど申し上げたように申請者の責任であるということでありますから、当然そこまでの責任というのは、費用も含めて申請者側にあるのではないかというふうに判断されるわけであります。

そういう点で、この工事の現状復旧工事の責任を町が、さきほど言ったように、これは結果としてでありますけれども、免除してしまったということになるのではないかというふうに思っております。以上お願いします。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 ただいまの質問、多岐にわたっております、全部的確に答えられない面もあるかもしれませんが、お答えをしたいと考えております。

まず、高速道路に伴う水道水源の問題であります。今、青柳議員がご指摘のとおり、私どもが毎日使う水道水というのは、住民の皆さんがたが生活するうえにおいての最も基本的な問題であります。したがって私どもは安全でおいしい水を供給するという責任を負うわけであります。

さきほど、第1回目の答弁で申し上げましたように、そうした水が汚染されたり、なんらかの影響を受けるようなことがあっては、これは万が一にもならないわけでありますので、したがって技術的な面も含めて道路公団側と町とが十分協議をしてそれらの問題がクリアできるような、そういう手立てを講じて双方での確認書の締結に至っているわけであります。

したがって、そうした締結された中身、内容に応じて今後は将来に向かって恒常的に安全管理に最大限の努力をしていくわけでありますし、当然公団側にもそうしたアフターケアも含めて求めていきたいというふうに考えております。

それから2点目にございましたペンケオタソイ川の畜産試験場の、これは事業所内の専用水道のことかなと考えておりますが、これにつきましてもその河川の手前で安全対策がとられる工事がなされるということでありまして、よって畜産試験場の水に直接影響を与えるようなことには、さきほどの町の上水道の水源も同じでありますけれども、それと同じ考え方で、試験場の専用水道に対しても手立てがなされていくというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町民の皆様がたがこれからもずっと使い続ける水でありますので、そうした安全対策についての、どういうふうな対策が講じられているかというふうなことについても、やはり広報だとかを通じて町民の皆様がたにお知らせをして安心をしていただくということが極めて大事だと考えておりますので、ぜひそうしたことを考えていきたいと思っております。

それから、S Lの問題であります。S Lの問題につきましても、旧狩勝線を楽しむ会ということで、町民の皆様がたが中心になって多くのかたがたに働き掛けをしながら、そうした会が将来に向かって発展していくということが非常に私はいいいことだと考えております。

さきほどの答弁で申し上げましたように、このS Lの客車部分の老朽化、これが非常に激しいものがございます。これは北海道で走っていた客車ではなくて、本州から来た客車でありまして、まさに北海道仕様に造られていないということもあって、この厳寒期に必ずしも耐えられなかったと。それからもう1つは、私どもも恒常的な塗装、その他の管理が十分でなかったというふうなこともあって、老朽が激しくなったと同時に、

機関車なり客車の自重、自分の重さで線路が傾いて傾斜してきたわけでありまして。そのまま放置いたしますと、危険にもなっていくということも考えて当初予算の段階で撤去という1つの方針を出したわけでありまして。

しかし、それが結果としてマスコミを通じて記事として報道されたということから、別の反響が出て、せっかくそうした価値のあるものであれば、将来に向かって保存していきたいという動きが出てきたと。これは私は非常にいいことだと考えておりますし、そうした町民の皆さんがたの考え方というか動きといたしまして、それに対しては、そこは大事にしていきたいと基本的に思っております。

しかし、これは将来に向かって維持するとなりますと、相当程度の費用がかかってまいります。まず傾斜した車体を起こすとするれば、概算でありますけれども、約400万円と見積もられております。それからまた、穴が空いたり、あるいは補修が必要なところがたくさん出てきておまして、それらにも数百万円の費用が必要とされるとなっております。そのほか、ガラス等も割れておまして、あるいは塗装工事に要する経費と、これらを合わせますと、初期で再整備をいたしますと、1,000万円程度のお金が必要となってまいります。一度そうした整備をしたといたしましても、将来に向かってはやはり塗装がはげてくるとか、あるいはまた、心ない人に窓ガラスが割られてしまうというふうなことも当然考えられるわけでありまして、そうした将来に向かう費用のねん出というものをどうしていくのか。あるいはまた、そうした旧狩勝線を楽しむ会のかたがたがどういうふうな費用の負担というものが検討していただけるのか。もっともっと双方でそうした将来に向かっての話を詰めてみる必要があるのではないかと考えております。

したがって、そうした双方の考え方の整理がつけば、私は保存する価値といたしまして、かける費用とその価値とのバランスを考えて、最終的な判断をしていきたいと、そんなふうに思っているところであります。

北海道遺産への取り組みというふうな問題もございました。それについては今後の方向が見えてきて、その可能性があるとするれば、それは町としても当然協力をしていきたいというふうに思っております。

それから水道給水の問題であります。ただいま青柳議員ご指摘のとおりでありまして、私どももそうしたさまざまな事務が行われているとは実は把握をしきれておりませんでした。

結果として、早い段階で口頭によってその工事の施工について担当のほうに話がいきまして、それを口頭でとりあえず了解をしたというふうな経過がございます。これそのものは、私は役場の行政事務の在り方としては極めて不適切であったというふうに言わざるを得ないわけでありまして、この点につきましては、私ども自身の監督といたしまして、そうした責任も残るのではないかと考えているところであります。

また、工事の砂利敷きの問題であります。工事終了後のアフターケアが十分にできていたかというご質問だったかと考えております。これにつきましては、やはりご指摘、あるいは疑念を受けてもやむを得ないような状態の中で、最終的に町のほうで、地域のかたがたから要請のあった砂利敷きをしたというふうを感じるわけでありまして、そうした面も含めて検定の在り方、そのような点も必ずしも十分であったのかということがいえるかと考えております。

私どもも把握している範囲では、この敷設が終わった後にタイヤショベルによって転圧

をしたというところまでは掌握をいたしておりまして、そうした転圧の後に町による地域からの要請に基づく砂利の散布をしたということでもあります。

占用料の問題につきましては、さきほども申し上げましたけれども、この水源は営農用水であります。したがって、営農用水の場合は、ほかの事例も含めて道路の占用料は徴収をしない、そうしたかたちでやっているということでもあります。以上であったかと思えます。

◎湯浅亮議長 13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 水源地の汚染対策については、今後とも町民に対してその内容を知らせるということでもありますから、ぜひ水質汚染の確認を期間を決めてぜひやっていただきたいのと、そのことをぜひ町民に公表して安心していただけるようにしていただきたいというふうに考えております。

もう1つ、客車の問題でありますけれども、客車の損傷について答弁いただいたわけでもありますけれども、国鉄のOBの意見を伺ったところ、確かに客車そのものが窓ガラスが割れたり傷んでいるのは確かでありますけれども、一番の問題は枕木が腐ってそのことによって傾斜しているということですね。ですから、枕木そのものを取り替えることによって安定した状態になるということでもありますから、その辺もぜひ検討していただきたいというふうに考えております。

それから、町道の工事についてでありますけれども、今の町長の答弁は、町の実務的な処理についてやはり不手際といえますか、それがあったというふうに今答弁があったわけでもありますけれども、私これはどうしても営農用水の水道事業条例、町の条例に基づいても、やはり相当逸脱したといえますか違反している内容のものだと思います。

さきほども申し上げたように、まず町長の承認を受けていないということが1つありますし、費用ですね、そのことについても実はあいまいになっていると。本人負担の費用ですね。そのことからいうと、営農用水条例第33条には、町長は次に該当する者に対して、5万円の過料を科するというふうに例規集ではなっております。

ですから、第5条ですね、きちっと町長の承認を受けないで、給水装置を新設した者と明確に書かれているわけでもありますけれども、当然こういう第33条に該当するのではないかなというふうに判断するわけでもあります。

更に、道路占用料徴収条例、これも39条、これは全然該当しないというふうにおっしゃっておりますから。それで、一般的には道路法39条には、道路占用料金というのがあります。水管の場合は0.1メートル未満の場合は、1メートルにつき36円を徴収するというふうに決まっておりますけれども、この辺がどうしても私は水道管ですから、水と違いますので、水道管を申請した者の持ち物でないかというふうに判断するわけですが、その辺をお聞きしたいと思います。

あと職員の、きちっと厳格に条例というのがあるって、そこに定められたとおり仕事をしていなかったということになりますと、これはやはりさきほど訓告ということでもありますけれども、やはり厳正な対処といえますか、町職員の日常の生活、仕事というのは町民から見てもいつも見られていると思いますので、私さきほど言ったようにすべてがこういう状態になっているとは思いませんけれども、厳正な対処をぜひお願いして質問を終わりたいと思います。

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 まず1点目の水源地の水道水の安全性の問題であります、これは青

柳議員ご指摘のとおり、私どもも町民の皆様がたにそうした安全性ということ調査の結果によって公表していきいたいというふうを考えております。

それから2点目のSLの客車の問題であります。まさにおっしゃられますように枕木も相当年数を経過してきておりまして、腐食も進んできているというふうなこともあって、車両全体が傾斜してきたということでもあります。

したがって、これを保存するとすれば、やはり枕木から替えていかなければならないということでもあります。したがって、枕木を替えるということは、あの物体の自重が相当なものであるしますので、いったんよけて、そして枕木を替えてまた元に戻すというふうな作業になると聞いております。それだけに、かかる費用も多額になるということでもあります。

したがって、現段階としては、まだ保存するかどうかの決定をいたしておりませんので、総合的にそうした将来の展望が開けてきて、ある程度お金がかかっても保存する価値があると、そしてまた、そこに住民もかかわって協力をしてくれるというふうな状況が出てきた段階で、最終的な判断をしていきいたいというふうに思っております。

それから、さきほどございました手続き上の問題を含めて、非常にずさんであったと。これはご指摘のとおりでありまして、私どももその経過を調査した結果では、申込書と、あるいはまた給水装置の工事設計審査の申請書、それからまた給水装置工事にかかわる完了届、そして実際に工事をやった着手の日と完了の日と、この3つがすべて相違をしていたと。その一番最初の誤りをつくった元は、口頭で話を町のほうにしたと。そして口頭によって、その工事を進めることについての了解を与えたというところから始まっていると考えております。

まさか現場でこういうふうなずさんな事務処理が行われていたということはさきほど申し上げましたとおり、私どもの監督の不行き届きであったというふうに感じているわけであります。

しかし、役場の一般的な仕事については、少なくともそうしたずさんな手続きなり事務処理が行われていないと信じているわけでありまして、なおこうしたことがあったことを機会に、なおいろいろな事務処理の問題について、あるいはまた、そうした住民の皆さんがたから疑念の声が上がるような行政の執行体制があるとすれば、これは改めていかなければならないと。もっと全体的にわきを締めて対応していきいたいというふうに考えております。

申し上げましたようにそうした手続きそのものが、いずれも日にちがずれていたと。これは普通あり得ないことでありますし、また、考えられない結果であったというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 暫時休憩をさせていただきます。再開は11時15分からとさせていただきます。

(宣告 10時58分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時13分)

◎湯浅亮議長 5番、柴田議員。

[柴田信昭議員 登壇]

◎柴田信昭議員

1. 企業の育成、誘致について

初めての質問でたいへん緊張しております。私は今までたいへん不勉強で、議会の傍聴というのは1回もしたことがございません。

そんなことですから、この一般質問の雰囲気というものも分からないものですから、この間、事務局長にいろいろお教をいただきました。質問は3回までの制限があるそうでございますけれども、時間的な制限はないそうでございます。しかし、1人どれくらいの質問時間をみているのかといたしましたら1時間程度ということでございました。私はそんなにかからないと思いますが、私の感じているところを1点質問いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

私は、企業の育成、誘致について質問いたします。新得町は、明治32年、開拓のくわが下ろされ104年目を迎えました。開拓が始まり農業の町、鉄道の町、林業の町、電源の町、そして観光の町として発展し年々人口増加いたしまして、昭和32年には1万4千191人となりましたが、これをピークといたしまして、その後は年々減少し、本年5月末現在で7千438人となっております。

この要因はさまざまありますが、新得町の基幹産業の衰退、あるいはまた、その産業構造の変化によるところが大きな要因の1つにあると思います。

町の活性化は、その町の産業が活性化されなければならないと思います。

そこで、町の産業、企業の育成、企業の誘致についてであります。新得町は近年、屈足わかふじ園療護施設の誘致、定住者促進のための住宅地の分譲、畜産試験場の再編による拡充と施策を講じ、人口はなんとか微減ではありますが横ばいを保っております。今後も更にその努力が必要でないかと思っております。

現在の経済の状況では、企業の育成、誘致といってもたいへん難しい状況にあると思いますが、町長の所感をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いします。

[柴田信昭議員 降壇]

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 お答えいたします。

今日の経済情勢は、底は打ったとはいわれているものの、いっこうに回復の兆しが見えない状況下にありまして、企業倒産や経営不安、あるいは民間投資の低迷、更にはリストラなど、暗い話題が絶えない昨今であります。

幸いなことに、最近本町におきましては企業の倒産というふうな話は聞いておりませんが、公共事業の減少、縮小などの影響が徐々に出てきているものと考えているところであります。

地域の活性化は、そこに住む人、事業を営む人々が手を携えて元気を出していくことにより生まれてくるものと考えております。そうした観点から、サホロリゾートの再生支援策やさまざまな定住対策を講じ、人口流出に歯止めをかけるべく努力をしております。

また、地場企業の育成策として、独自の地域振興補助制度を創設し、一定以上の規模拡大を図る投資については助成措置も講じてまいりました。この結果、規模拡大に伴う雇用増も生じているところであります。

更に、福祉施設支援の充実によりまして、新たな雇用の場として定着しているところ

であり、本年度からは市街地の空き店舗対策としての助成策も講じ、既に2件の引き合いがあったところであります。

今日の厳しい社会経済情勢下、企業誘致についてはなかなか成果を見いだすことができないでいるわけでありますが、当面企業の進出が期待できない以上、地場産業の育成は重要なことと認識いたしております。

過去に誘致した企業においては、本町独自の施策により工場拡張や雇用増を実現している企業もあるわけでありまして、このことはたいへんありがたいことだと思っております。

これからの活性策の1つといたしまして、地域の1次産品をいかにして付加価値をつけるかという工夫も課題ではないかと思っております。そうした意味では町内の1次・2次・3次産業にかかわるすべての皆さんが、自ら創意と工夫により体力を強化するなど、地域活性化につながる努力をお願いしていきたいと考えております。

企業誘致等の情報収集につきましては、引き続き町の特命大使、東京ふるさと会、札幌新得会などの皆様がたからの情報やご協力をいただきながら、また、議員各位や町民の皆様がたの情報もいただきながら、今後とも積極的に進めてまいりたいと考えているところであります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 5番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 今、町長のほうから、地域の産業の育成については、産物を利用したような企業の誘致というんですか、そういったものも前向きにということでございます。

いろいろと斉藤町長就任以来さまざまな施策を講じながら、大きな今日まで成果を挙げてきているところでございますが、たいへん現状の厳しい経済状況という高いハードルが新たにできたわけございまして、これを乗り越えるためには、やはり従来の施策に加えて新たな施策なんかも必要でないかなというふう思うところでございます。その点についてどんなふうにお考えでしょうか。

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 企業誘致の問題につきましては、柴田議員ご指摘のとおり、たいへん大事な問題でありまして、今日までも企業の誘致に当たっての水面下を含めたいろいろな取り組みをしてまいりました。

今までの間に食品加工に関する企業進出の情報だとか、何件かの情報がございまして、私どももそうした地域に出向いてなんとか新得への立地ということで要請をしてきた経過もございますし、あるいは道が食品加工センターというんでしょうか、いろいろな地元の素材を生かして、それを企業化していくというふうな情報との関連を含めて、そうした情報の入手にも努力をしてきたわけでありまして、しかし、残念ながら企業誘致に至るところまでには結果として至らなかったと。

しかしこの間、三ツ輪ヒューム管、今、三ツ輪ベントスというんですけれども、こうした企業も本町に進出いたしまして、たしか二十数名、30名弱の雇用も発生したかと考えております。

企業の進出というのは、いずれもやっぱりその進出する地域なりまちの立地条件と申しましょうか、これと進出する側との条件とどう折り合わせをしていくかということが実はいつも課題になるわけでありまして。

そうした面から、やはり新得の持ついろいろな素材なり、魅力なり、そうしたものを

訴えながら、ねばり強く企業誘致に努力をしていきたいと思っております。

ただ、それにいたしましても、やはり企業進出にかかわる情報というのは実は必要不可欠な問題であります。

実は、さかのぼる話でありますけれども、今のサホロリゾートの前身は、確か旭川の台場ヶ原サンバレーというところだったかと記憶しております。その台場ヶ原サンバレーが佐幌にスキー場を造りたいという情報をキャッチしたのは、実は一町民なんでありまして。その一町民の情報が町のほうに伝えられて、町のほうも積極的に動いて、結果的に佐幌のスキー場の開発に至ったという過去の経過もございます。

したがって、私はさきほど申し上げましたように、町民の皆様なり、また、議員の皆さんがたもそれなりにいろんな情報をお持ちでありまして、そうした中からそうした企業誘致にかかわる、あるいは進出にかかわる情報というものを私どももいち早く、もちろんわれわれもいろんなかたちの中で努力はしていきますけれども、そうしたことも極めて大事なことでありまして、そうした面でのいっそうのご協力をお願いしたいと考えているところであります。

◎湯浅亮議長 5番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 今町長から話がありましたように、やはり情報というんですか、アイデアというんですか、そういったものというのは非常に重要だというふうに思います。

役場の中でもいろいろとそのことは検討されていることではしょうけれども、しかし今町長が言われますように、町民のかたや、また、町内外含めていろんな情報を集めたり、また、知恵を出し合うということが、やはり重要でないかなというふうに思っております。

そんなことで、今まで以上にたいへん厳しい状況でございますので、今まで以上にこの町の活性化対策というのも含めて、更に検討していただいて、前向きに取り組んでいただきたいということをお願い申し上げまして質問に代えさせていただきます。

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 さきほども申し上げましたとおり、やはり企業を誘致するということは、当然そこに雇用が発生するわけでありまして、また、経済がそれによって大きく発展をしていくと。そして町全体の活気に大きく寄与するものでありまして、そうした面からいって、やはり企業誘致というのは極めて大事な問題だと考えておりますから、今後ともそれをより具体化するためのどういう方策があるかというふうなことも含めて、部内でも十分検討してみたいと思っております。

また反面、こうした経済状況下でありますので、既存企業もたいへん苦勞されておりました、うっかりすると倒産に至ったりとか、あるいはそうした状況が過去にもずいぶん実はあったわけでありまして。それらも私どももいち早く情報を収集して、そうした最悪の事態に至らないように、その企業の再生のための支援策というものを打って、そしてその企業の存続をお願いしてきているケースもたくさんあるわけでありまして。

したがって、大事なことは、そうした企業の誘致と同時に、現在ある既存の企業も育成といいたいまいしょうか、そういうことにも今後とも取り組んでいかなければならないなというふうに思っているところであります。

◎湯浅亮議長 10番、廣山議員。

[廣山輝男議員 登壇]

◎廣山輝男議員

1. 第3期齊藤町政の評価と今後の取り組み

私は、新得町の基本的課題4点5項目について、町長のご所見等を伺っていきたくと思います。

第1点目の1つ目として、齊藤町政第3期目折り返し点における自らの評価についてお伺いいたします。

齊藤町長は2年前、「キラリと光るまちづくり」をスローガンに5つの柱と25の政策をもって、かつ第1期、第2期の成果・実績をもって、更に多くの町民の期待を受けながら取り組まれてきたものと理解しています。

今、経済不振とこれに伴う雇用や財政状況の悪化と、環境問題をはじめさまざまな住民要求の多様化などなど重要課題ばかりの様相だと言わざるを得ないと思われま

す。このような多難な第3期目の町政執行を、私の目からも若干の失政はあっても大きな失政はなかったのではないかという分析はしつつも、しかし、町民の中にはこのような時代です。何か月も雇用されないで生活困窮に追い込まれる人も多くおります。

介護保険料をはじめ社会保険の増額、ごみの有料化など、町民負担増をはじめ将来も含め不安と生活悪化に追い込まれている町民も多いと考えられます。

町長が3期目中間点に立って、町長の3期目のスローガン、「キラリと光るまちづくり」は「光が薄れている」といった指摘もあるやにもお聞きします。今日時点での評価についてお伺いします。

第1点の2つ目として、第3期の公約と国政との関係、難題が山積していることをかんがみ、これらに挑む決意と基本的な対処策についてお伺いいたします。

2000年4月以降、地方分権一括法が施行されました。国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力に変えようとの趣旨で、それまでは国の下請的役割を担った機関委任事務が廃止され、都道府県、市町村へ大幅に権限・事務量が増えることとなりました。

今まではいわば国の代行業務をしていたわけですが、しかし、この事務量の役割分担が明確になっていない段階での今後の課題といえま

しょう。更に市町村合併、いわゆるアメとムチの強制合併という住民が素直に受け入れられない問題ではないかと思われることに加えて、三位一体改革は現在もさまざまな意見のもと、地方分権法とはほど遠い状況で税源移譲すら明確になっていない状況であります。

更に今国会では有事三法が成立しています。しかし、国民保護法が一体でなければ効力が発揮しないという法律です。住民の避難誘導策や私権制限の範囲などを定めることが1年以内に整備しなければならないという国民保護法制の課題、市町村合併問題も含め、今後の町政は一刻の猶予も許されない状況ではないかと思われま

す。齊藤町政折り返し点において、「人が生き、人が安らぐ、光と大地の町」いわゆる協働のまちづくりの公約を踏まえ、難題の対処へその決意と対策についてお伺いしておき

2. 森林・林業政策の充実に向けて新得国有林野の充実要求について

2点目について、国有林野事業の東大雪支署、施行計画樹立に当たり、公告縦覧等、地域から意見反映する機会がありますが、どう反映するかお伺いいたします。

1998年、平成10年10月、国有林の抜本改革と森林法の改正を受け、新得営林

署は1999年、平成11年2月28日、45年の歴史を閉じました。その後2年、新得事務所として、残務整理も含め事業実行2000年、いわゆる平成12年7月31日に閉庁、そして8月1日からは上土幌町にある東大雪支署に継承されています。

大規模な機構縮小・再編がされているものの東大雪支署管内管理面積は15万ヘクタール、新得町、上土幌町、鹿追町、土幌町とこの4町にまたがっております。新得町にはこのうち56パーセントに当たる8万4千ヘクタールを有しているところであります。林産業はもとより公益的な役割も含め、地域的には大きな流域を占めております。

さて、東大雪支署の国有林野事業施業計画は、新たな策定の時期にきていると聞きます。当然、帯広分局から10月ごろには意見を求められるものと思われれます。日常的な要請や森林林業活動、観光や企益性などなどを考え、新得町としてどう要求を、内容も含め反映しようとしておられるのか、現在のお考えをお伺いしたいと思っております。

3. 新たな「森林・林業基本計画法」の成立で、新得町森林整備計画の検証と充実を

第3点目に、一般林政の問題について、新得町森林整備計画の検証とその充実についてお伺いいたします。

前段申し上げましたとおり、林業基本法が37年ぶりに改正され、新たに森林・林業基本法が平成13年6月に成立し同10月から施行されております。

第1に、森林と国民の積極的な共生、第2に森林の多面的機能の発揮、第3に企業体の育成と人材の育成、第4に木材の供給と利用の確保、第5に森林と人の交流、山村の活性化などなどです。

新得町森林整備計画成立は平成11年に策定され、町有林、民有林ともどもさまざまな施策が実行されていると思っております。しかしながら、財政や不在村所有者等の困難な問題もあろうとは思いますが、森林の適正管理、担い手対策、地域材利用の拡大、地球温暖化防止対策などの課題に即応した計画の点検、調査及び検証を行うべきでないかと考えお伺いするところであります。

4. 「森林環境教育」の導入について

最後に第4点目についてお伺いいたします。森林環境教育の導入ということについてお伺いいたします。

近年、森林でのさまざまな体験活動を通じた野外教育や環境教育、森林整備への直接参加、健康づくりや生きがいの場など、体験や参加を通して積極的に森林とかかわりながら森林を守り育てていこうとする森林利用への期待が高まる傾向にあります。

平成11年には21世紀に向けて、森林と人とが豊かなかかわり合いを持つ森林文化を創造し、環境型社会に寄与していくという観点から、森林環境教育など、森林の新たな利用方針ということで、農林水産大臣に答申されました。

国はこれを踏まえて平成14年度から学校週5日制の導入に向けた子どもたちのさまざまな体験活動の機会を提供する文部科学省のプラン、全国子どもプランとありますが、それと連携し、森林・林業体験活動の機会を提供する、森の子くらぶ活動推進プロジェクトを開始しました。

平成14年度から教育課程への総合的な学習の時間の導入、自然体験活動等の充実に努める旨を規定した学校教育法の改正、施行とともに相まって、これまで以上にさまざま

まな体験学習、体験活動の機会の提供が求められることとなりました。

平成13年6月に改正された森林・林業基本法の中でも、森林の有する多面的機能の発揮に関する施策の1つとして、法第17条に、都市と山村の交流との中で、教育のための森林の利用促進を明記しております。

従来から子どもたちの生きる力をはぐくむ観点から、さまざまな体験学習、体験活動が提供されてきました。

新得は恵まれた森林があります。かつ、さまざまな活動の歴史・財産があります。その場を確保し森林内でのさまざまな体験活動を通した森林整備の意義や資源の循環利用に対する理解を深める森林環境教育の導入を図るべきと考えるがどうか、町長の考えをいただき終わりたいと思います。

[廣山輝男議員 降壇]

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 ただいまの質問にお答えをいたします。

平成13年8月に第3期目をスタートいたしまして2年がたとうといたしております。この間、公約として掲げました「5つの柱と25の政策」の実現に向け、また、町の第6期総合計画との整合性を図りながら、町民生活最優先の諸施策を進め、町の活性化が図られるよう最大限の努力をしてきたところであります。

その結果の評価につきましては、その時々において、具体的な政策を町の広報等に公表させていただいておりますのでご参照していただき、そのうえで町民のかたがた並びに議員各位より評価をいただきたいと考えているところであります。

なお、ご質問の中にあります雇用の悪化とそれに伴う将来不安についてであります。本町においても国全体の経済環境の変化もあり、一昨年10月末以降、浅野木材新得工場、西十勝森林組合の製材加工部門、また、新得紳装が廃業、公共事業全体の縮減などによりまして雇用環境が悪化してきており、たいへん頭の痛い問題であります。本町だけでは解決できない状況にあるのも事実であります。

さきほどの柴田議員からの質問にもありましたが、産業の活性化は町の存亡にも影響する最重要課題の1つといたしまして、今後も自治体のできる範囲について最大限の努力をしていきたいと考えているところであります。

また、住民の負担の問題についてであります。一般的なかたちといたしまして、行政サービスを行う受益に対し、税金以外に今日的な財政状況下から、使用料もしくは手数料等によりご負担をいただいているところであります。

その負担の在り方についての基本的な考え方を申し上げますが、どうしても負担をお願いする場合には、先にサービスに必要な経費をどう削減していくかということを考えております。次に、利用されるかたにどこまでの負担をお願いしていくかという考えであります。そのうえで、1つの目安といたしまして、十勝管内の中庸どころを基本といたしまして、近隣自治体とのバランスなどを考慮し、加えて、住民皆様のコンセンサスを得る期間をおきながら決定してきたところであります。

今後のことを考えますと、今日の自治体の状況におきましては、行政コストの軽減を行政側だけで解決していくのは、極めて困難な状況にあるかと考えております。逆に町民の皆様がたの求める行政サービスの内容によっては、負担の軽減につながるポイントになる場合もあるわけでありませう。

また、従前と同様のサービスが必要な場合においても、サービスの提供方法によっては新たな負担につながらないこともあって考えております。

いずれにしましても、今まで以上に町民のかたがたの知恵を出し合いながら進めていくことが重要になってくると考えております。

次に、2点目ではありますが、今後のさまざまな課題に対する対応についてであります。ただいまご指摘のとおり、地方分権問題、税財源の在り方である三位一体の改革、自治体合併問題など、地方自治体のおかれている環境は、急激で、かつ大きく変化を遂げようとしている段階であります。特に、国家財政を考えると、予断を許さない状況にあると言えます。

小さな自治体としては解決できない課題もたいへん多くありますが、与えられた枠の中で町民皆様とともに、いかに知恵を出し合いながら、また、議員各位のご協力のもと、自己決定、自己責任のうえで町民生活優先の地方自治体として将来に誤りのない町政執行に全力を挙げて取り組む所存であります。

次に、国有林施業実施計画に対する意見についてお答えいたします。

平成13年に森林・林業基本法が制定され、森林の有する多面的機能の実現のため、さまざまな施策が展開されてきたところでございます。

このような中で、国は京都議定書において、ガスの排出量を1990年と比べ6パーセント削減することを約束いたしました。この6パーセントのうち3.9パーセントを森林整備による二酸化炭素の吸収分により確保することといたしております。

一方、本町を流れます十勝川は、北海道三大河川の1つでありまして、農業用水、発電用水、サケのそ上など、本町をはじめ十勝地方の産業を支える重要な河川となっております。十勝川上流域の森林は、水源かん養等の機能により、これらに大きく寄与しているところであります。

これらのことから、森林が持つ機能の活用が図れるような整備をお願いしてまいりたいと考えているところであります。また、木材の生産や森林の適切な管理につきましても、要請してまいりたいと考えております。

更に、新得営林署が廃止になったときに要望している各事項、また、ヌプントムラウシ林道の整備等につきましても、意見書に加えられる範囲で、要望していきたいと考えております。

3点目の新得町森林整備計画につきまして、お答えいたします。

本町の森林整備計画は、平成11年度に平成20年度までの10か年計画を樹立したところであります。一方、国におきましては、平成13年度に林業基本法を改正し、森林・林業基本法を成立させております。

これまでの林業基本法は、木材生産の量的拡大を目指したものでございましたが、森林・林業基本法におきましては、森林の持つ多面的機能、特に水土保持などの公益的機能を重視したものとなっております。

国の改正を受けまして、平成14年4月に本町の森林整備計画につきましても、見直しをいたしたところでございます。見直しの主な内容でございますが、公益的機能別施業森林につきましては、水土保持林及び森林と人との共生林に区分したところであります。また、公益的機能以外の森林区域といたしましては、資源の循環的利用林として区分いたしました。

今後は、これらの区分に沿ったかたちの中で、新たに創設されました森林交付金制度

や道の補助事業の積極的な活用を図りまして、事業を進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、4点目の森林環境教育につきましては、教育委員長から答弁をさせていただきます。

[斉藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

◎小笠原一水教育委員長 ご質問の森林環境教育の導入につきまして、お答えいたします。

小中学校の総合的な学習につきましては、国際理解や環境、福祉など体験的な学習を通じて子どもたちの生きる力をはぐくむために取り組んでおりますが、この教科の状況は、各学校が児童生徒の課題解決や特色ある学校づくりを目指して、それぞれの地域の自然や産業など、特性を生かした内容で計画され、実施しております。

特に富村牛小中学校におきましては、山菜採り、釣り、冬の自然体験等の自然体験学習と課題解決的な環境学習に取り組んでおり、他の学校でも新得町の自然や生き物探検隊、農園での栽培活動などに取り組んでおります。

ご提案のありました森林環境教育につきましては、林野庁の森林技術総合研修所から北海道水産林務部木材振興課を通して、道教委から小学校教員を対象にした全国規模の森林環境教育研修の案内がありますが、森林に関する環境教育の具体的な内容につきましては、周知がされていない状況にあります。

これからの学校教育の中に、恵まれた新得の森林資源を生かした体験学習・活動を取り入れることは望ましいと考えますので、総合的な学習のメニューの1つとして活用していただけるよう、各学校に周知したいと考えております。

また、受け入れ、指導態勢の整備として、学校教育ボランティア制度で林業関係者など、地域人材の活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 10番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 町長から第1点の関係について今、評価と今後の関係についてはご答弁ありました。1項目目と2項目目、合わせての再質問にしますけれども、今たいへん厳しい状況だということはすべての町民も、あるいは議会も行政もお分かりいただいているものだと思うわけです。

しかし、町長は自らこの町をこうあるべきだという、要するにそういう公約のもとで執行しているわけでありますから、やはりリーダーシップとしての1つの決意といいいますか、そういうものをより鮮明にしながらこの時期やることも1つでないかと。

私自身、今回この席に委ねさせていただいたのも、やはり今までの住民、どちらかというと、ちょっと失礼な言葉を入れるかもしれませんが、行政に頼みっ放しというような状況もないわけではなかったらと思うわけです。

しかし、町長が公約されているように、やはり協働のまちづくり、これを実践するとするならば、行政であろうと町民であろうと、ともにやはり同じ課題としてやはりまちづくりに参加して、やはり町の活性化、あるいは繁栄というものも、もちろん自らの幸せも勝ち取っていかなければならないだろうと、こういう視点に立つだろうと思うわけ

であります。

したがって、やはりこの段階で町長はたった1人しかおられないわけでありまして。たいへん厳しい状況であろうとなかろうと、やはり自らのリーダーシップというものをやっぱり鮮明にしたらいいのではないかという視点で今いちご答弁いただければなということでご質問をさせていただきます。

続いて林政の問題でありますけれども、統廃合の関係等についても答弁ありましたけれども、実は、さきほども一部申し上げましたけれども、新得営林署がなくなったというたいへん市町村合併を先取りするといったらちょっと失礼かもしれませんが、そんな状況で東大雪支署という、上土幌町に移ったということでは、たいへん風通しが悪くなったという私自身の見方をしております。

もちろん町長は上土幌まで行ってさまざまなこと、あるいは帯広分局まで行ってさまざまなことをやるわけでありまして、こういう1つの計画の段階、いわゆる施業計画ですね、東大雪支署で来年4月からスタートさせることになるわけですが、だいたい10月か11月くらいまでに町のご意見というのは、いわゆる提出することになるわけですが、その段階で過去の町の要求というのはもちろんのことですが、やはり8万4千ヘクタールというたいへん広大な状況ではあるものの、さまざまな地域との関係は当然出てくるわけでありまして、積極的にその辺精査しながら、具体的に機会あるごとに要求する、その1つのベースはこの時期が一番最も正しい時期ではないかというような認識を私どもも持っておりますから、ぜひ、今いちまとめながら反映させていただければなと、このように期待しているところであります。

一般林政の関係でありますけれども、確かに今、地球温暖化防止森林吸収源3.9パーセント確保だとか、さまざまな国策があります。実は、これを具体的にいえば、予算化は15年度の国の中では明々白々にはなっておりませんが、関連として附帯されているものは、やっぱり出ているわけでありまして。調査するだとか、あるいは地域はどうなっているんだという、さっきの交付金の関係もあるうとは思いますがね。

要はこの10年間で、山を良くしていくことが結果的には3.9パーセントになるんだということで、林野庁が試算したのは1兆6,000億円。年間に直せば10年間でやるわけですから1,600億円。それを逆にベースになっている事業量は今の約30パーセント増しにしないとそれは達成できないと。

これは国の予算があるからないからではなく、国際公約ですから、当然国の責任としてはそこへ持っていかざるを得ない。1年でも遅ればそれは2年目以降、残りの9年間でというふうになりますと、当然多くの予算が必要になってくるわけでありまして。そういうことになりますと、それなりに地域への施策の充実というものが当然なされてくるわけです。

ところが一方では、いまだそうなんですけれども、財政が確実に確立されていない。さきほども交付金の話も一部ありましたけれども。したがって、私のほうとしてはやはりこの地域の森林整備計画をより検証させて、かつ、やはり新得はこのような整備をしなければならぬからということで、明確に、積極的に予算を含めたところで対応していかなければならないのではないかなと。そうしなければなかなかたいへんなご時世ではないかなと思いますので、今いちその辺についてもご答弁いただきたいと思っております。

更に環境教育の関係でありますけれども、教育委員長、今それぞれの学校に委ねて、特に総合学習の関係やさまざまな体験教育もうんぬんと言っておりますけれども、私

の求めているのはかなり大げさなことなんです。

最初の質問でも申し上げましたけれども、新得はやはりこれだけ多くの森林地帯といえますか、あるいは十勝的にいいますと、さきほども町長の答弁にもありましたように、新得でやはりちゃんとしておかないと、十勝管内のさまざまな産業や住民生活に影響を与えるような大きな森林地帯があるわけですから、そういう、どちらかというとな北海道とまでは大げさには言いませんけれども、十勝の見本になるような、やっぱり環境教育をやるべきだと。そういう視点になればその環境を最大限使って、はっきり言えば環境学校みたいなものも作っていくぐらいの大きな視点に立って物事を進めていったらどうかかなということです。

今全国にそういう自然体験の交流施設がだいたい二、三校あるわけです。もちろん相当なスタッフ、相当なお金を持ちながら、全国から子どもたちを集めたり、あるいはこれは単なる子どもたちだけではありませんから、都会から山村との交流もなされているわけです。

そういうものも展望した中で、当然子どもたちの教育にも利用していただくというような意味での環境関係のことを申し上げているところでありますので、そうなりますと、僕の要求と教育委員会がお答えするとすれば、やはり具体的な関係になるか。本体はこれ林業関係、あるいは産業関係全般にかかわる、新得の活性化にかかわる問題だなという意味もないわけではありませんけれど、そういう視点に立って今いちご検討なされないものかどうか、それだけちょっとお伺いしておきたいなと思います。

◎湯浅亮議長 答弁は暫時休憩の後行わせていただくようご協力願いたいと思います。再開は13時からとさせていただきます。

(宣告 11時59分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時00分)

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 廣山議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

廣山議員のご指摘のとおり、私の3期目の公約のキーワードは、まさに「協働」でありまして、これからのまちづくりというのは、やっぱりみんなで力を合わせていかないと進んでいかないと、このように考えているわけでありまして。

したがって、行政と住民、また企業等も含めて、行政全般に参画をしていただくと。そして協働していただくということが極めてたいせつであります。

併せて、急激な社会経済の変化と言いましょいか、ある意味では国と地方の在り方、あるいは国全体の自治の在り方というものが、ある意味では根底から見直しをされている時代でありまして、併せて国の財政危機に端を発して、地方への大幅な歳出削減が行われてきていると、こういう中でありますので、私はこれから大事なことは、お互いがやっぱり自立を目指していくということが極めて大事ではないかと。

さきほどご指摘のあった、いわゆる行政依存ではないかというお話があったわけですが、そうした点からみても、やはりそれぞれが自立を目指していくということが極めて大事な問題になると考えております。

幸いにいたしまして、近年町内におきましては住民のかたがた、あるいは民間のかた

がたがそうした意味では行政の施策に歩調を合わせて、たいへん協力をしていただいている、そういうことが出てきたと考えております。

例えばでありますけれども、屈足に出来ましたデイサービスのあの施設が、まさに高齢化社会に向かって町民みんなが通る道だということで、地域のかたがたがまさにボランティアであの活動そのものを担っていただいておりますし、また、多くのかたがたに支えていただいているという現象が出てきておりますし、また、今回のごみの有料化に関連いたしましても、やはりそれにかかる費用を削減するために熱心な分別をしていただいて、ある意味では、片やでは負担は出ましたけれども、もう片やではごみに対するひとつの意識改革ができてきたのではないかと、これも非常にありがたいことだと考えているところであります。

また、従来なかった民間によって賃貸住宅が次々と建設をされて、それがすべて満室になってきていると。あるいはまた、グループホームも民間が進出をして建設してくれているというふうなことも含めて、これからはそうした広範囲の中で行政にいろんな面で協働の精神を働かせていただきたいと思いますと思っております。

また、これからの時代でありますので、NPOの存在等についても非常に大事な存在になっていくと思っているところであります。

そうしたかたちでこれからの行政運営をしていきたいと思っておりますし、そのうえで、町の基幹産業であります農業やあるいは林業、そしてまた観光産業全般を含めた、そうした振興と併せて、さきほど来お話しありますように、なんといたっても地域の産業の活性化ということも極めて大事な問題でありますので、そうした視点で将来のまちづくりを進めていきたいと思っているところであります。

また、2点目以降でございました、国有林の施業計画と民有林の振興という視点だったかと思いますが、まずお話しありますように、8万4千ヘクタールという極めて広大な国有林でありますし、また、ある意味では新得町自身も国有林とともに今日まで歩いてきたということも過言ではないと考えております。

そうした大事な財産が、将来的に林野の施業計画の中で1つでも多くそうした施業が取り入れられて、その結果として雇用が発生したり、あるいは地域の産業、経済にいい影響を与えるような、そういう施業をしていただきたいと思いますと思っておりますし、そうした面では町としても可能な限り国有林に係るいろんな課題の提起をしていきたいと思っております。

また、民有林の振興につきましては、幸いにいたしまして、森林交付金制度という新しい制度が取り入れられまして、スタートいたしているわけであります。現段階では、まだ基礎的な調査に終わっております。これを単に基礎的な調査で終わらすのではなくて、そこからどういうふうな施業に発展させていくかということが極めて大事であります。そのことがさきほどの国有林の施業と同じく、雇用や町の経済に大きく寄与するものだと考えております。そうした意味では、事業の拡大に向けて、今後とも町の立場としても努力をしていきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 佐々木教育長。

◎佐々木裕二教育長 それでは私のほうから森林環境教育の関係についてお答えいたします。

さきほど大きな視点ということで北海道、あるいは十勝レベルの環境教育ですとか、あと自然体験施設の子どもの利用とかがあります。トータル的には、林業・産業全

体の活性化という大きな視点でお話しがございました。教育委員会の部分ではそこまでちょっといかないかと思えますけれども、教育委員会レベルのお話しをしていきたいと思っております。

さきほどもお答えいたしましたけれども、総合学習につきましては、週3時間程度、年間105時間程度の取り組みをしております、その中に自然体験ですとか、そばの栽培、あるいは地域の生き物探検、そういったそれぞれの学校の課題にあった総合学習を取り組んでございます。

これは地域の特性、あるいは新得町の特性を踏まえて、それぞれの学校で子どもたちの教育課程を考えながらバラエティー豊かな取り組みをしているところでございます。

なお、社会教育分野ですが、わくわく体験ですとか、ちびっこスポーツ、主に土曜日に年間20講座ほどやっているんですけれども、その多くが山や川を中心にした自然体験のプログラムを中心にして、新得町の森林資源の特性を生かした講座を取り組んでおります。

ただ、新得の特性なんですけれども、教育目標の中にも触れておりますけれども、新得町の特性として福祉の町、農業の町、林業の町、鉄道の町、そして観光の町といういろんな新得町の特性がございまして、それぞれの特性を生かしながら学校教育あるいは社会教育の中に取り込んでいる状況です。

その中で森林環境教育も非常に大事な分野だと思っております。地球環境を守っていくことのたいせつさですとか、災害防止の機能を知ることのたいせつさ、あるいは多様な生き物をはぐくむ、命をたいせつにすることのたいせつさ、そういうことをこの森林教育を通じて子どもたちに教えていくことが大事ななと思っております。

ただ、学校教育の中では、総合的に子どもたちに、多角的に、多面的にいろんな教育をしていくことが大事だと思っておりますので、なかなか森林環境教育ばかりに時間を割くことができない状況になっております。

それとさきほど、自然体験施設を子どもたちに利用促進を図ってほしいというお話しがちょっとありましたけれども、現在中学校で宿泊学習というのをしております、新得中学校におきましては、登山学校レイク・インを利用しています。それと屈足中学校におきましては今年、山の交流館とむらの利用なんかをしております。

そういうことで、森林自然体験施設の利用も学校教育の中でだんだん利用しております。そういう中で、そういう利用について自然体験施設の活性化といえますか、地域の活性化、林業部分の活性化につながっていけばいいのかなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

◎湯浅亮議長 10番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 第1点の問題については町長からる説明がありまして、細かな課題についてもご答弁ありましたから、ぜひ今後ともいい意味でリーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。そして、公約の実現はもとよりですが、なんせ大きな課題ばかりであります。誤りのないようにひとつよろしく願いして、この項は終わっておきたいと思えます。

森林の関係であります。さきほどもいちおう申し上げましたけれども、国有林の関係、ほんとうにたいへん遠い存在になったような感じがします。しかし、森林地帯はまともにここにあるわけでありまして、もちろん具体的な施策は当然範ちゅう外におかされているわけですから、あそこに木を植えるとか、あそこから育林をすれなんてことはな

かなか言いにくい部分はあるかもしれませんが。

私が言いたいのは、さきほども青柳議員からお話しがあったような、例えば水源問題が発生すると、水の問題ですな。そうするとそこは基本的には保安林扱いというのが当然出てくるわけですね。これがひとつ目先の対応では一時的な対応はできないわけではないんですが、やはり基本的なところでちゃんと反映させておかないと、後々さまざまなトラブルも発生しかねない問題もあるやにも聞くわけでありませう。

また、町独自でも、トムラウシ温泉の課題などなど、さきほどヌブンの林道のことも言っておりましたけれども、このそのものを具体的に施業計画に反映することはちょっと次元が違うわけでありませうけれども、しかし、新得町としての取り組みといいますか、この森林・林業に対する、この姿勢だけはそういったもろもろの提起によって、かなり国有林野事業関係には大きなインパクトを与えていこうと思うわけですね。

そういう意味で、もっともっとさきほども大いに意見を反映させたいというご答弁はいただきましたので、ぜひそうしていただきたいなということです。

最後の案件についてですが、私もさきほどの再質問のときに、これはどちらかというところと教育的な部分は入っているんですが、大きな視点でこれは取り組んでもらいたいと、町長にもお伺いしたわけでありませう。

確かに具体的な総合学習やなんかの関係の中でやられていること、あるいは今年の15年度の行政の方針、それを読ませていただいても今のご答弁のとおりやっていくことについては理解しているところでありませう。

ただですな、変な話こんなこと言ったら失礼でありませうけれども、一番理解してほしいのは、先生がた、あるいは地域の皆さん、そんなところにもう少し理解してくれればよいなと。ということは、さきほども一部お話しもありましたけれども、今年の例えば屈足中学校の1泊学習、7月9日、10日でしたか、実施されます。それに私もガイドあるいはインストラクターみたいなかたちで付くことにしているんです。そのコーディネート全部私やらせていただきましたけれども、どちらかというところやはり、教育というよりも人間的な扱いをどうこの森林を利用しながら、あるいは自然を利用しながらやるかという、そしてたまたま山の交流館とむらまで行くわけでありませうから、その過程の中にさまざまな新得の施設だとか、名所だとか、あるいは開拓の歴史、さまざまあります。わずか30分ぐらいの間でありませう。

そういったこともやはり子どもたちとともに学んでいくという、これは子どもだけを対象にしているように、具体的な実践はそうなんですけれども、先生がた等にもやはり学んでいただこうかなと、こういう視点も入った中での私のプランだったわけでありませう。もちろんその思考の方向で今進んでおりますけれども。

そういうように少し幅広く、かつ教育的な意味合い外のところも含めて考えると、やはり全体的なものを見方の中でこういった森林環境教育というのをやってはどうかと。もちろん一般のかたがたも参加する機会があります。私も3年ぐらいいろんなかたがたとおつきあいをして、「やはり新得ってすばらしいところだね」という、実際一緒に携わるとあるわけでありませう。ところが、地元町内の皆さんをご案内すると、「こんなものが新得町にあったんですか」、「こんな立派なものがあったんですか」というような状況でありませう。これではほんとうに新得が誇りを持って新得の町を繁栄させようとか、あるいは新得の町に住んでさまざまな活性化をやるうではないかというところまでは、なかなか行き着かないような感じがしないわけでありませう。

そういった意味で、将来のある子どもさんですから、ぜひそういった大きな視点に立ってこの森林環境教育の関係についてご検討される、今すぐ導入してくださいなんてことは申ししておりませんから、ぜひ再度ご検討なされてご答弁いただきたいなということで終わります。よろしくをお願いします。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 お答えをいたします。1点目の問題につきましては、私の残る期間、最大限に公約の実現に努めていきたいと考えておりますし、また、時代の変遷に伴って、そうした公約とは別に、どうしてもやらなければならない事態というふうなことも発生することが懸念されます。そうしたことを1つひとつ町全体の発展のために実現できるように努力はしていきたいと考えております。

また、国有林と町の将来計画の兼ね合いの問題であります。私は国有林の施業等にかかわっては、やはり町の中長期的な計画というものの兼ね合いが非常に大事になってくると考えております。したがって、そういう将来計画をも見越した国有林野との関係というものを手抜きなくやっていかないといけないのではないかというふうに思っております。

よって、そうした必要な事項については、林野の施業計画の中に反映していくように最善の努力をしていきたいとそのように思っております。

◎湯浅亮議長 佐々木教育長。

◎佐々木裕二教育長 それでは私のほうから答弁申し上げます。特に先生がたのそういう自然施設、あるいは森林教育の理解促進をということでございます。

全体的な新得のいろんな施設などについては、特に赴任のときに、町内研修ということでやっておりますけれども、なかなか細かな部分までは分からない状況にあると思えます。

そういう面で、林野庁のほうでさきほどお話ししましたけれども、研修のご案内が来ておりますけれども、これも全国で50名、都道府県で1名の割合ということでなかなか教育現場で森林環境教育の理念がなかなか伝わっていかないという状況でありますし、私ども教育委員会のほうにも具体的なその辺の理念というの情報が入ってきていない状況もありますので、なかなか難しい状況になっております。

ただ、さきほど申し上げましたとおり、学校教育現場、あるいは社会教育現場で、新得のこの自然を生かした、森林を生かした情操教育というんですか、そういう部分ではますます大事になってくると思えます。

そういう面で、先生がたがそういう自然の環境を生かした、森林環境を生かした教育の在り方というのを勉強していく必要があると思えますので、そういうことでいろんな機会を通じてそういう研修の場を考えていきたいと思っております。

それと、なかなか学校の先生がいろんなそういう新得の特性を生かした教育指導が正直言ってなかなかたいへんな部分があります。そういう面で、教育委員会が学校教育、支援ボランティア、あるいは外部講師という制度を設けまして、町内のいろんな分野で活躍されていると。あるいは専門の知識を持っているかたがたに登録してもらいまして、それぞれの総合学習の授業の中で町民のかたに講師として来てもらっていますけれども、そういう部分を更に強化しまして、いろんな人材を発掘して、そういうボランティアとか、外部講師の整備を図っていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

◎湯浅亮議長 8番、石本議員。

[石本洋議員 登壇]

◎石本洋議員

1. 構造改革特区について

構造改革特区制度の取り組みについてお伺いいたします。

構造改革特区制度は、地域限定で規制を緩和し、地域活性化の起爆剤として、国内のすべての規制に対して計画を認められているというものであります。

これは地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、当該地域において地域が自発性をもって構造改革を進めることが、全国的な規制改革を進めるうえで、先進的な役割を果たすものと期待されているのであります。

構造改革特区制度は、国があらかじめなんらかのモデルを示したり、財政による支援措置を講じたりすることなく、自助と自立の精神をもって、知恵と工夫の競争を行うことによって、地域の特性に応じた特区構想が立案されることが期待されております。

この期待にこたえて、全国で4月21日に第1次指定で56団体、5月23日に第2次指定で60、合計116団体が特区として認定されております。

北海道では、第1次指定で1特区、第2次指定で4特区が認められ、その中に清水町の「文化の町の心の教育特区」が認められております。

ついては、本町においてもこの制度を活用するなんらかの検討を加えたことがありますでしょうか。あれば、お教をいただきたいと思っております。

議員は町政に対するいろいろなかたちでの指摘をするとともに、また、提案することもないせつな役割だと考えております。

私はこの際、交通安全標識特区を提案したいと考えます。名称にほかにも柔らかく親しみやすいものがあると思っておりますが、そこはお任せすることといたしまして、いわゆるこの交通安全標識特区は、新得町内の町道に限り規制を緩和してもらおうものであります。

本来、道路の安全管理は、道路管理者自体が責任を有するものであり、国家公安委員会は、標識の設置が法令に則したものであるかどうかを認定するものでしかないと思っております。ただ、手続きが面倒であるがために放置されて、重大な事故を生じた例が数多くあります。

また、道路管理者が実状を一番よく把握しているものであり、当然交通標識についても実情に応じて設置可能であるべきと存じます。必要に応じいちいち国家公安委員会の認証を待つのでは、住民の安全に時機を失するものと考えます。もしこれが実現いたしますと、交通事故もかなり減少するのではないかと存じます。

なお、これは1つの例を挙げましたもので、今これ以上に必要とされる特区があれば取り上げていただいてもやぶさかではありません。

要するに、時代の流れとともに、職員の視点の変化と研修が必要であると存じます。町長の御所見をお伺いいたします。

[石本洋議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎**齊藤敏雄町長** ただいまのご質問にお答えいたします。

構造改革特区として交通安全標識を設けてはどうかとお尋ねであります。構造改革特区のねらいにつきましては、ただいま石本議員からもご指摘あったとおりであります。特定の区域を設けて、規制の緩和により、企業等の民間活力を導入し、経済構造改革を実現しようとするものであります。

この特区の大きな特徴といたしましては、基本的には財政支援をしない。地方の独自性を発揮させるとのことです。

これら規制緩和項目につきましては、地方公共団体や企業等からアイデアを募り、国が規制の特例措置のための法律を整備し、その後地方公共団体から構造改革特別区域計画の申請を受け付けて、国が認定してはじめて特区が実現するものであります。

本町においても、国の方針が示されて以来、各課において研究いたしておりますが現在のところ、まだ提案までには至っておりません。しかし、今後も引き続いて検討を進めていきたいと考えております。

昨年8月の第1次提案受付では、石本議員の数字とちょっと違うようですが、93項目、本年1月の第2次受付では47項目の規制緩和について提案がなされまして、本年4月の第1次認定申請受付では57件が認定されまして、道内からは5件の申請中1件が認定済みとなっているところであります。

認定された57件の分野別内訳は、産学連携が17件、国際物流、農業・都市農村交流がそれぞれ11件、教育・幼保一元化が7件、生活福祉、産業活性化がそれぞれ6件、IT推進が2件となっております。主として経済分野が認定されているようです。

ご質問の交通標識特区及び補助標識につきましては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により、北海道公安委員会が全国的に統一された規格及び設置基準によりまして実施されておりますので、ただいま石本議員から提案のありました町独自で必要最小限度以上に設置することは、かえって交通混乱を招く恐れもあるのではないかと考えます。

また、都道府県が行うべき標識の設置にかかわる費用、看板等の製作費、維持管理経費も、特区認定によりまして当然町の負担となることから、今日的状況からみても交通安全標識特区の提案は難しいのではないかと考えているところであります。

[齊藤敏雄町長 降壇]

◎**湯浅亮議長** 8番、石本議員。

◎**石本洋議員** 基本的に難しいというお答えが出るなというふうには思っておりました。しかし、いわゆる国の構造改革特区構想の中では、出てきたプランが全国的に適用したらいいものは全国的に適用しますよと、その提案を受け入れますよと、こういう姿勢を持っているわけですね。

ですから、私はひとつの突破口としてこういうのを出してみたらどうなのと。新得町ではできなくても全国的に取り上げるよということもあり得るなと、こういうふう思うわけなんですよね。

ちょっと申し上げますと、今年の3月に体外受精の話をしました。厚生省もそういうことをしますと。計画をしているようですと。ところが最近、美幌町が率先してやって北海道で1番目にそういう体外受精に対する助成をやりますよと。ですから、あの時に私の提案を受け入れてやれば、本来そこにいる新聞のかたがたが喜んでトップ記事とし

て書いていただけたのではないかなと思うんですが。この問題にしても同じだと思うんですよ。

要するに積極的に問題を取り上げて、そしてやっていくという姿勢が僕は大事だと思うんです。ですから、これは出しても難しいですよという話が先行していくと、問題というのはすべて解決しないと思うんですね。だから、計画を立ててやってみると。

それと大事なことは、最後に言ったように、時代はどんどん変わっていくわけです。そして職員がその流れに付いていってより新しいアイデアを出しながら自治体としてのトップを走るぐらいの気力を持っていかないとだめだと、こういうことなんですよ。

要するに、町村合併だって、財政が厳しいということだって、みんな要するに地方公共団体の受け皿の能力がないよというのを国が考えているから、なかなか金もやろうとしないし、そして権限も分けてやろうとしない。そして逆に今度は「合併だ、合併だ」とこういうことなわけですよ。

ですから、そういう中でやっぱり新得町ではこういうような考え方を持っているぞということを、やっぱり全国的に発信するといったらやはり、こういう構造改革特区構想でやっていくと。

だから、僕もさきほど言ったように、交通安全標識特区ですね、これは必ずしもこれできなきゃならんと僕は言っているわけではなくて、これ以上にいいものがあればひとつ取り上げて研究して発信してもらいたいなとこういうことなんですよ。だけれども、私の頭では差し当たって交通安全標識特区が浮かんでくるから、こういうことでお話しをしているというわけなんです。

僕ね、通常いろいろと考えてみまして、昨日も新得町内回ってみました。だいたい停止の標識だとかってというのが整ってきましたし、十文字の交差点があるよという標識もだいたい整っているなとこう思いますけれども、舗装道路の交差点ではそういうところが付いていないところがあります。と同時にまた、新しく町が道路を設置すると、それは公安委員会の許可をもらわないと付けられないわけですよ。そこに僕は問題があると。

昨年でしたか、一昨年でしたか、あそこの上佐幌の東2線で事故があって、未来のある子どもが亡くなった。あれだって、新しく道路ができて標識が設置されない時点での事故なんですよ。

ですから、ああいうのをやはり町村の道路管理者がいち早くきちっとやるような姿勢というものを持っていれば、ああいう事故というのはなくなると思うんです。それとその町村の創意工夫で、例えば「止まれ」という標識が仮にあります。けれどそれを50メートルか100メートル手前から小さな「止まれ」を出して、次に大きい「止まれ」、最後はまたでかい「止まれ」というように、順次「止まれ」の標識が目に入るようにしていくと。あそこの上のほうの三角の停止はいいんですけども、夜はあまり見えないんですね。運転者は道路をみながら、障害物がないかどうかを確認しながら走っているわけですから、上のほうっていうのは滅多に見えないんです。

そういうような面から、交通標識はもう少し道路管理者にやらせてもいいんでないかと。しかし、それは町長さんさっきおっしゃったように、全国的な規模での標識だからだめだよとこう言いながらも、当然だと思いますよ。

だけれども、例えば停止は三角だと。だからそれは守ると。けれど、それ以外になんらかの方法で、それはよく見えるような工夫をすることができないかとか。今言ったように「止まれ」の標識も、最後はでっかいものだけれども、あらかじめ予備的に「止ま

れ、止まれ、止まれ」と、だんだん大きくなっていくような標識の付け方もできないのかといったようなことも、それぞれの工夫だと思うんですよ。そういう工夫の余地を与えるということが、この構造改革特区のねらいでないかなと思うんですがいかがでしょうか。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 構造改革特区に関する石本議員の考え方というのは私も十分理解できます。

こうしたことを機会に、やはり職員体制の中でどういうふうな勉強をしてそうした検討をされたかという前段のお話しもあったわけでありまして、そうした意味ではさきほども申し上げましたとおり、これはある時点で終わるわけではなくて、まだ続いているわけでありまして、今後ともそうしたご質問の趣旨を踏まえて、本町において可能性のある特区構想について引き続き検討を重ねたいと考えております。

そこで、ただいま石本議員からご質問のありました交通標識の問題なんでありますけれども、実は私もちょっと不認識だったんですけれども、交通標識の種類というのは、案内標識だとか、あるいは警戒標識ですとか、あるいは規制標識ですとか指示標識のほか、補助標識というふうなところまで含めると、全部で実は172あるわけでありまして。

ご提案のように、いくら町道であったとしても、それだけ多くの種類の標識の管理、あるいはその費用を含めて、町が担えるかということを実は考えたわけでありまして。

したがって、そうした標識の種類の多さも含めて、町道において町がその標識の管理や維持が、私は現実的にできないのではないかと判断をいたしております。

したがって、さきほど申し上げた答弁になったわけでありまして、そうした簡単に交通標識って「止まれ」だけとかという問題では実はないわけでありまして。それは信号機も当然あるでしょうし。それから費用も「止まれ」だとかの標識を1つ立てたとしても、それなりの金額になるようであり、あるいは信号機に至りますと、200万円とか、1基だけでそういう大きい単位になるわけでありまして、例えばその立てる場所に電柱があってじゃまになる場合は、電柱の撤去もしてそこに立てるということになりまして、相当な金額になってくると。

したがって、今特区申請をしてあえてその標識問題だけでその認定を、これはなるかならないかはちょっと置くとしまして、われわれが申請する以上は、やはり責任の持てる範囲内の課題でなければならぬのではないかと、そんなふう考えているところであります。

したがって、こうした問題が石本議員から提起されたのを踏まえて、今後ほかの問題も含めて、全体的な検討を更に続けていきたいと思っております。

それからさきほど石本議員からお話しがありました体外受精の問題、3月の議会だったでしょうか、ご質問ありまして、少子化の時代にあって、そういう意味では非常にいい提案であったと考えております。ただ、あの時点で既に国がそうした支援措置を講じるという考え方が出ておりましたので、あの時点では石本議員に答弁したとおりであります。結果として非常にそういう意味ではよかったと考えております。

新聞記事の問題もありましたけれども、小さくは確か記事には載っていたかなというふうには思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 8番、石本議員。

◎石本洋議員 最終的には金がないということの話に落ち着くわけでありまして、落語と同じでだいたい落ちがそこにいくのかなと、こう思っちゃうわけですが。

ただ、この構造改革特区は、さきほどもお話ししたように、国の助成はないですよ。ただし、その地域の創意工夫を、よい意味での競争が望まれるんだよと、こういうようなことで設置されているという点からね。

新得町内のいろいろな交通標識を見ると、だいたいできているんですね。ただ問題は要するに交差点でのスピード調整といった点が問題なわけですよ。信号で町道と町道が交差するところの信号を設置しなきゃならないところがあるかもしれませんが、今のところはあまり見当たらないなと。

ただ要するに、簡単な標識の設置が、例えば「止まれ」といったような、その標識というのは比較的屈足のような平坦なところ、上佐幌の舗装道路の交差するところ、そういったところで多少問題点があるかなというふうに思いますけれども、そんなに金のかかることではないし、また、金のことを言っていると、いわゆる地方分権なんていうものはさっぱり進まないわけですよ。

町村に権限を与えようとするれば、やっぱりそれなりにまた金というのは付随してくるわけですから、だからそのことは当然金のかかるときにはかかると。これはやむを得ないと、そういうふうに考えて特区構想に取り組んでいただかないと、もうすべての事業、まずだめですね。

特に町長さんがそういうことをあまり強調されると、一般管理職の皆さんは、「町長は金を使うような事業については、うんと言わない。だからあまり金の使う事業はプランしたってだめだ」といったようなかたちを頭に植え付けてしまうでしょうし、そうすると新しい事業をやるという意欲もわいてこないということになりかねないなと。ただ、金と仕事の内容との関係については、町長と助役さんが最終的に処理されるんだから、金に考えないでどんどん仕事の立案を出してくれと、こういうぐらいの意気込みでひとつお願いしたいものだなと、こう思うわけです。

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 特区構想、さきほどから申し上げておりますように、石本議員が具体的なかたちでの提案をなされたわけでありまして、そうしたことを機に、ぜひほかの分野も含めてその可能性について努力をしていきたいというふうに思っております。以上であります。

◎湯浅亮議長 これにて一般質問を終結いたします。

日程第2 意見案第8号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書

◎湯浅亮議長 日程第2、意見案第8号、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、6月19日の1日間、休会することにいたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、6月19日の1日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 13時45分)

第 3 日

平成15年第2回新得町議会定例会（第3号）

平成15年6月20日（金曜日）午前10時開会

議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第48号	監査委員の選任同意について
2	議案第49号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
3	議案第50号	議員派遣の件
4	決議案第1号	市町村合併調査特別委員会の設置に関する決議
5	意見案第5号	審査結果について
6	意見案第6号	審査結果について
7	意見案第7号	審査結果について
8	意見案第8号	審査結果について

会議に付した事件

- 諸般の報告（第3号）
- 議案第48号 監査委員の選任同意について
- 議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議案第50号 議員派遣の件
- 決議案第1号 市町村合併調査特別委員会の設置に関する決議
- 意見案第5号 審査結果について
- 意見案第6号 審査結果について
- 意見案第7号 審査結果について
- 意見案第8号 審査結果について

出席議員（16人）

1 番	川 見 久 雄	議員	2 番	金 澤	議員
3 番	斎 藤 芳 幸	議員	4 番	松 尾 為 男	議員
5 番	柴 田 信 昭	議員	6 番	千 葉 正 博	議員
7 番	宗 像 一	議員	8 番	石 本 洋	議員
9 番	吉 川 幸 一	議員	10 番	廣 山 輝 男	議員
11 番	齊 藤 美代子	議員	12 番	藤 井 友 幸	議員
13 番	青 柳 茂 行	議員	14 番	武 田 武 孝	議員
15 番	高 橋 欽 造	議員	16 番	湯 浅 亮	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄
教 育 委 員 会 委 員 長		小 笠 原 一 水
監 査 委 員		吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 務 課 長	鈴 木 政 輝
企 画 調 整 課 長	畑 中 栄 和
税 務 課 長	浜 田 正 利
住 民 生 活 課 長	富 田 秋 彦
保 健 福 祉 課 長	小 森 俊 雄
施 設 課 長	秋 山 秀 敏
農 林 課 長	村 中 隆 雄
商 工 観 光 課 長	長 尾 正 之
児 童 保 育 課 長	貴 戸 延 治
老 人 ホ ー ム 所 長	高 橋 末 昭
屈 足 支 所 長	常 松 敏 昭
庶 務 係 長	長 谷 川 貢 一
財 政 係 長	鈴 木 貞 行
	武 田 芳 秋

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	佐 々 木 裕 二
学 校 教 育 課 長	高 橋 昭 吾
社 会 教 育 課 長	齊 藤 正 明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 加 藤 健 治

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	田 中 透 嗣
書 記	渡 辺 美 恵 子
書 記	田 中 光 雄

開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時00分)

諸般の報告(第2号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略いたします。別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 議案第48号 監査委員の選任同意について

◎湯浅亮議長 日程第1、議案第48号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第48号、監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、新得町2条南2丁目22番地、吉岡正氏を監査委員に選任いたしたいので、議会のご同意を求めます。

吉岡氏は、現在66歳でこの6月の25日に任期満了となりますが、平成7年6月から2期8年間この職にあります。人格、識見ともに優れ、監査委員として適任と存じますので、引き続き選任いたしたく議会のご同意をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は16人ですが、議長を除くと15人あります。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、4番、松尾為男議員、5番、柴田信昭議員、6番、千葉正博議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、4番、松尾為男議員、5番、柴田信昭議員、6番、千葉正博議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎湯浅亮議長 配布漏れはございませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

本件は監査委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎湯浅亮議長 投票漏れはございませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

松尾為男議員、柴田信昭議員、千葉正博議員、開票の立ち会いを願います。

[開票]

◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 15 票、

そのうち有効投票 15 票、

無効投票 0 票、

有効投票中 賛成 15 票、

反対 0 票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本案は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第2 議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

◎湯浅亮議長 日程第2、議案第49号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第49号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、新得町字屈足西1線79番地、松坂康弘氏

を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会のご同意を求めるものであります。

松坂氏は、現在60歳で、この6月28日任期満了となりますが、平成12年6月から1期3年間、委員長職務代理者としてこの職にあります。人格、識見ともに優れ適任と存じますので、引き続き選任いたしたく、議会のご同意をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は16人ですが、議長を除くと15人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、7番、宗像一議員、8番、石本洋議員、9番、吉川幸一議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、7番、宗像一議員、8番、石本洋議員、9番、吉川幸一議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎湯浅亮議長 配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎湯浅亮議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

宗像一議員、石本洋議員、吉川幸一議員、開票の立ち会いを願います。

[開 票]

◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 5 票、

そのうち有効投票 1 5 票、

無効投票 0 票、

有効投票中 賛成 1 4 票、

反対 1 票、

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第3 議案第50号 議員派遣の件

◎湯浅亮議長 日程第3、議案第50号 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

本件については原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張並びに細部の取り扱いは、あらかじめ議長に一任されたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

本件については、原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張並びに細部の取り扱いは、あらかじめ議長に一任することに決しました。

日程第4 決議案第1号 市町村合併調査特別委員会の設置に関する決議

◎湯浅亮議長 日程第4、決議案第1号、市町村合併調査特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。9番、吉川議員。

[吉川幸一議員 登壇]

◎吉川幸一議員 決議案第1号、市町村合併調査特別委員会の設置に関する決議について、朗読をもって提案理由とさせていただきます。

市町村合併調査特別委員会の設置に関する決議。

1、本議会は議長を除く15名の委員をもって構成する市町村合併調査特別委員会を設置する。

2、本委員会は、市町村合併に関する事項の調査を行う。

3、本委員会は、閉会中も調査を行うことができるとし、議会において調査終了の議決をするまで継続存置する。

4、本委員会に要する経費は、各年度の予算の範囲内とする。

以上、決議案を提出いたします。

平成15年6月20日。

提出議員、吉川幸一。賛成議員、宗像一、同じく斎藤芳幸、同じく藤井友幸でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[吉川幸一議員 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから決議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 意見案第5号 審査結果について

◎湯浅亮議長 日程第5、意見案第5号、家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第6 意見案第6号 審査結果について

◎湯浅亮議長 日程第6、意見案第6号、30人以下学級実現など教育予算の充実と義務教育費国庫負担法の堅持を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第7 意見案第7号 審査結果について

◎湯浅亮議長 日程第7、意見案第7号、WTO農業交渉と環境等直接支払政策の早期導入等に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第 8 意見案第 8 号 審査結果について

◎湯浅亮議長 日程第 8、意見案第 8 号、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第 4 1 条第 3 項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。
よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、平成 15 年定例第 2 回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10 時 25 分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 1 5 年定例第 2 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (1 5 . 6 . 6)

開会の宣告	4
開議の宣告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	4
諸般の報告(第 1 号)	4
行政報告	5
日程第 3 報告第 1 0 号 専決処分の報告について	6
日程第 4 報告第 1 1 号 専決処分の報告について	6
日程第 5 議案第 3 8 号 手数料条例の一部を改正する条例の制定について...	6
日程第 6 議案第 3 9 号 西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について...	9
日程第 7 議案第 4 0 号 工事委託契約の変更について	1 0
日程第 8 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について	1 1
日程第 9 議案第 4 2 号 平成 1 5 年度新得町一般会計補正予算	1 2
日程第 1 0 議案第 4 3 号 平成 1 5 年度新得町老人保健特別会計補正予算 ...	1 4
日程第 1 1 議案第 4 4 号 平成 1 5 年度新得町介護保険特別会計補正予算 ...	1 5
日程第 1 2 議案第 4 5 号 平成 1 5 年度新得町簡易水道事業特別会計補正 予算	1 6
日程第 1 3 議案第 4 6 号 平成 1 5 年度新得町公共下水道事業特別会計補正 予算	1 7
日程第 1 4 議案第 4 7 号 平成 1 5 年度新得町水道事業会計補正予算	1 8

日程第 1 5	意見案第 5 号	家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める意見書	... 1 8
日程第 1 6	意見案第 6 号	3 0 人以下学級実現など教育予算の充実と義務 教育費国庫負担法の堅持を求める意見書 1 8
日程第 1 7	意見案第 7 号	W T O 農業交渉と環境等直接支払政策の早期導入 等に関する要望意見書 1 9
休会の議決		1 9
散会の宣告		1 9

第2日(15.6.18)

開議の宣告	2 2
諸般の報告(第2号)	2 2
日程第1 一般質問	2 2
〔一般質問〕	
青柳茂行議員	・ 高速道路建設(トンネル工事)に伴う9号川における水道 水源地の水質汚染の対策について 2 2
	・ 旧新内駅に展示されている寝台車両2両、客車1両の保存 の存続について 2 2
	・ 町道東16号線への水道管理設工事に関する工事申請、工 事完了までの経緯について 2 3
柴田信昭議員	・ 企業の育成、誘致について 3 2
廣山輝男議員	・ 第3期齊藤町政の評価と今後の取り組み 3 5
	・ 森林・林業政策の充実に向けて新得国有林野の充実要求に ついて 3 6
	・ 新たな「森林・林業基本計画法」の成立で、新得町森林整 備計画の検証と充実を 3 7
	・ 「森林環境教育」の導入について 3 7
石本 洋議員	・ 構造改革特区について 4 7
日程第2 意見案第8号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書	5 1
休会の議決	5 2
散会の宣告	5 2

第3日(15.6.20)

開議の宣告	5 6
諸般の報告(第3号)	5 6
日程第1 議案第48号 監査委員の選任同意について	5 6
日程第2 議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	5 7
日程第3 議案第50号 議員派遣の件	5 9
日程第4 決議案第1号 市町村合併調査特別委員会の設置に関する決議	5 9
日程第5 意見案第5号 審査結果について	6 0
日程第6 意見案第6号 審査結果について	6 1
日程第7 意見案第7号 審査結果について	6 1
日程第8 意見案第8号 審査結果について	6 2
閉会の宣告	6 2